

経営事項審査の手引き

令和8年7月

(令和8年6月事前審査書類提出分から適用)

佐賀県建設・技術課

目 次

はじめに

1	経営事項審査制度の概要	1
2	経営事項審査の有効期間	2
3	経営事項審査を受けなければ請け負うことができない建設工事の発注者一覧	4
4	経営事項審査の申請	5
5	申請の時期及び方法	6
6	申請書類一覧	8
7	経営事項審査手数料の金額及び納付方法	13
8	審査基準日と審査項目について	14
9	申請書記入例	15
10	経営事項審査の項目及び基準	37
11	業種の考え方について	47
12	申請における注意事項（審査の基準等について）	56

はじめに

経営事項審査制度は、公共工事の適正な施工を確保するために建設業者の施工能力や経営状況などを総合的に審査する制度で、昭和 25 年に中央建設業審議会の建議に基づき公共工事の入札参加資格審査の際の工事施工能力審査の手法として制度化されました。その後、昭和 36 年に建設業法の改正により法制化され、審査内容の充実等を図るため数度の改正を経て現在に至っています。

最近では、「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」（平成 15 年 6 月 16 日公布）の施行により、平成 16 年 3 月 1 日から、経営状況分析（Y）を行う機関が、指定機関から国により登録を受けた機関（以下「登録経営状況分析機関」という。）へと変更され、さらに、平成 23 年 4 月 1 日施行から規模評価等の各評点や審査項目等が大幅に改正されています。

建設業法では、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で、政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けなければなりません。（建設業法第 27 条の 23）

また、公共工事について発注者と請負契約を締結できるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査申請の直前営業年度が終了した日（＝審査基準日）から 1 年 7 ヶ月の間に限られることとなっています。（建設業法施行規則第 18 条の 2）

したがって、公共工事等を発注者から直接請け負おうとする建設業者の方は、審査基準日から 1 年 7 ヶ月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期に経営事項審査を受けることが必要となりますので、経営事項審査の申請にあたっては、この手引きの内容を十分に理解し申請していただくようお願いします。

（参考）

建設業法第 27 条の 23（経営事項審査）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

建設業法施行令第 45 条（公共性のある施設又は工作物に関する建設工事）

法第 27 条の 23 第 1 項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事一件の請負代金の額が五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、千五百万円）以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

- 1 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによって必要を生じた応急の建設工事
- 2 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

建設業法施行規則第 18 条の 2（経営事項審査の受審）

法第 27 条の 23 第 1 項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の 1 年 7 月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。

1 経営事項審査制度の概要

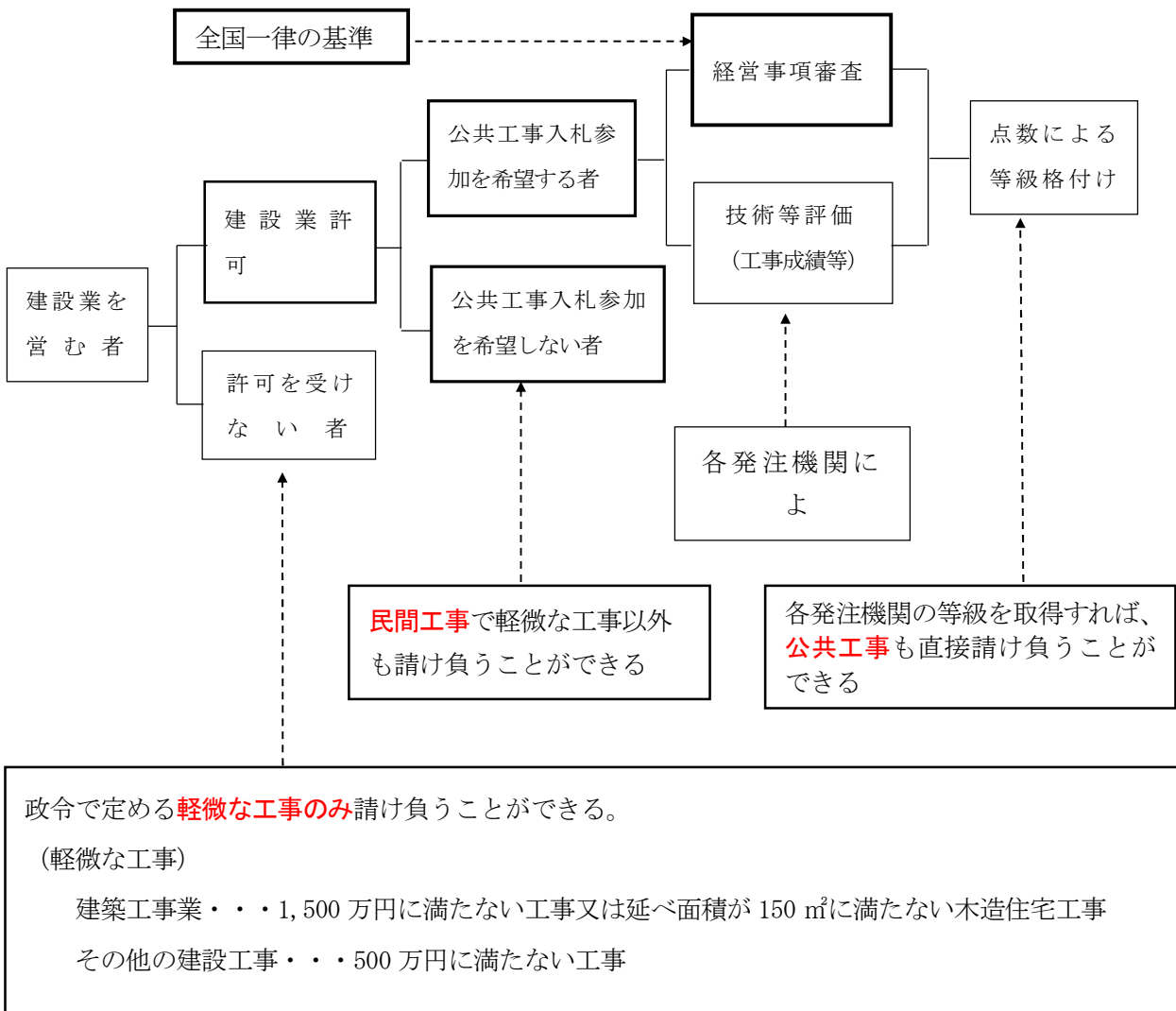
各公共発注機関においては、あらかじめ公共工事の入札に参加を希望する建設業者の資格審査を行わなければならない、その審査結果を点数化してA～C等のランク付（等級格付）を行っています。

佐賀県では、入札参加資格審査に「経営事項評価点数（＝総合評定値（P）」と「技術等評価点数」の2つを用いています。

このうち「経営事項評価点数（＝総合評定値（P）」は、経営の規模及び経営の状況等の客観的な事項について算出します。これがいわゆる「経営事項審査」と呼ばれています。

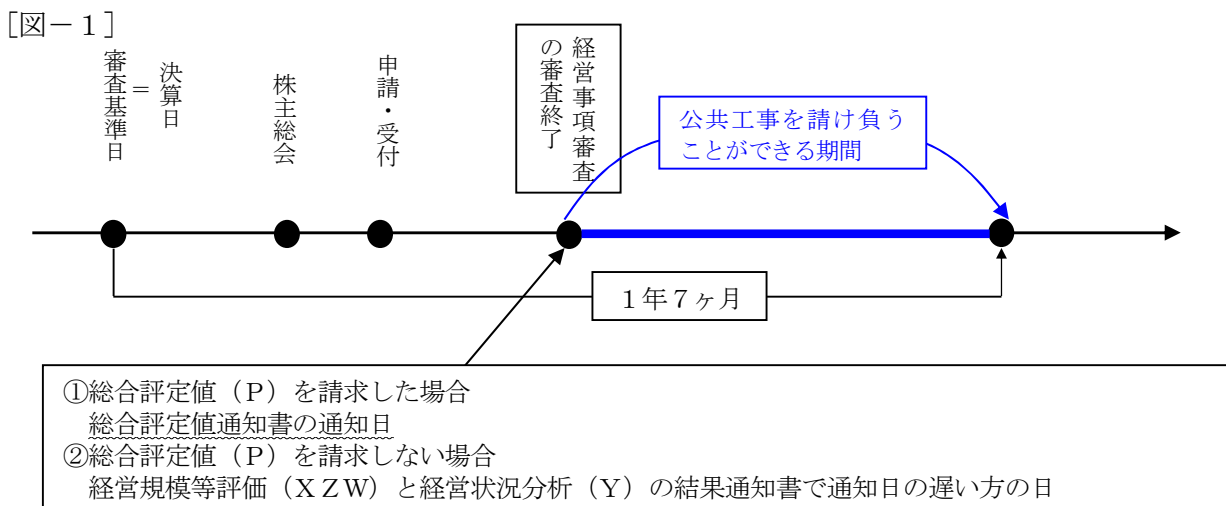
なお、建設業者と経営事項審査の関係を図示すると次のようになります。

【建設業者と経営事項審査の関係】



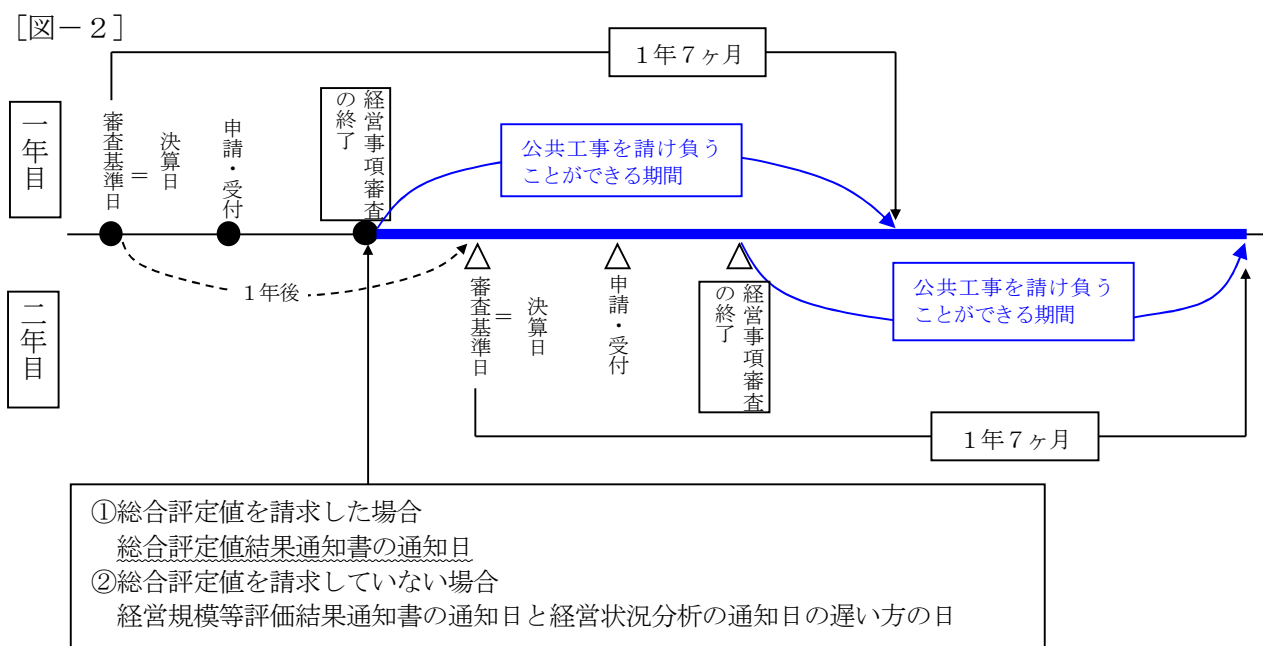
2 経営事項審査の有効期間

建設業法第 27 条の 23 の規定により、各公共発注機関から公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（以下「公共工事」という。）を発注者から直接請け負おうとする建設業者には、経営事項審査が義務付けられ、公共工事について発注者と請負契約を締結することができるのは、**経営事項審査の審査終了後、経営事項審査を申請する直前の決算日（＝審査基準日）から 1 年 7 ヶ月**の間に限られています。[図－1] 参照



したがって、1 年目の経営事項審査が有効な状態で、2 年目の経営事項審査を終了することによって、「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続することができます。[図－2] 参照

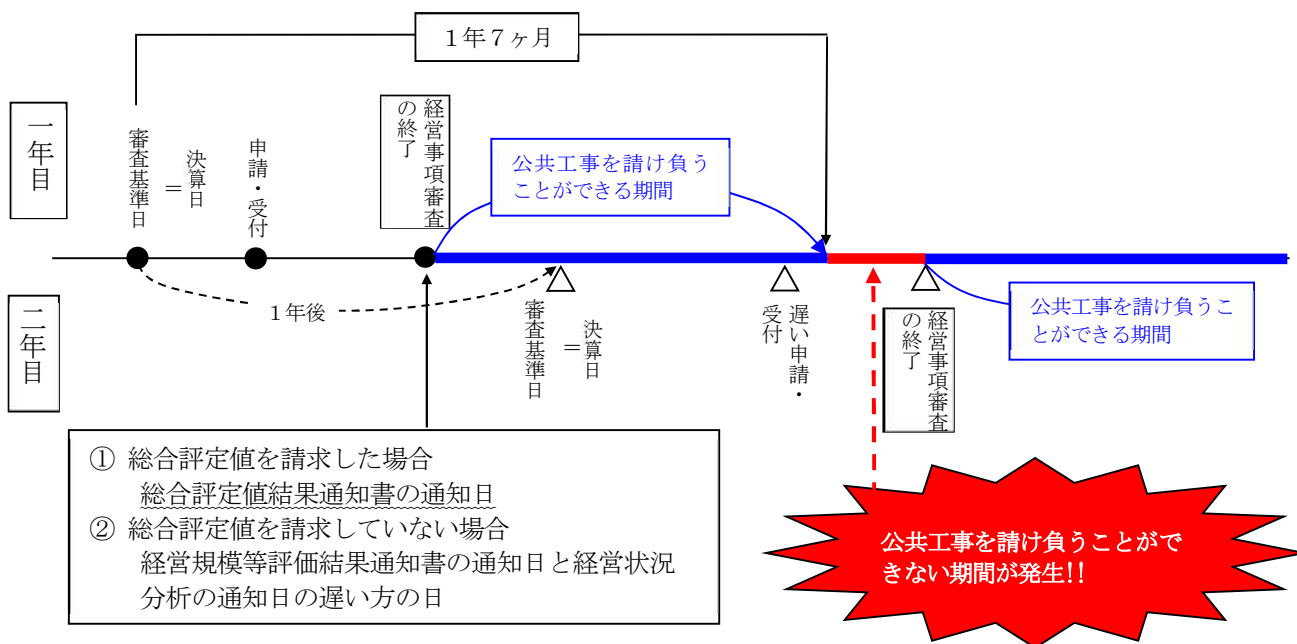
《毎年決算の日から速やかに申請した場合》



一方、1年目の「公共工事を請け負うことができる期間」の終了直前若しくは終了後に2年目の経営事項審査を申請すると、「公共工事を請け負うことができない期間」が発生します。[図-3] 参照

《申請が遅れた場合》

[図-3]



以上のように、経営事項審査の有効期間が切れるまでに、新たな決算日における経営事項審査の結果通知書の通知を受けていなければ、公共工事を請け負うことができない期間が発生してしまいます。

したがって、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査の有効期間、すなわち審査基準日から1年7ヶ月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年決算が終了後、速やかに経営事項審査を受ける必要があります。

また、経営規模等評価（XZW）及び総合評定値（P）の結果については、事前審査書類提出から本審査を経て、結果通知書の通知までに約2か月半の処理期間を要しますので、ご注意ください。

3 経営事項審査を受けなければ請け負うことができない 建設工事の発注者一覧

建設業法第 27 条の 23 で規定する「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるもの」を発注する機関は、以下のとおりです。

[国]

[地方公共団体]

[法人]

国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、独立行政法人（国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人農業者年金基金、国立研究開発法人理化学研究所、独立行政法人環境再生保全機構）、公益財団法人 J K A（平成十九年八月二十三日に財団法人 J K A という名称で設立された法人をいう。）

[公庫・銀行]

沖縄振興開発金融公庫

[事業団]

日本下水道事業団、日本私立学校振興・共済事業団

[基金]

社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金

[センター]

日本司法支援センター

[協会]

日本放送協会、日本中央競馬会、地方競馬全国協会

[機構]

地方公共団体金融機構、日本年金機構、国立健康危機管理研究機構、地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構

[公社]

地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

[組合等]

水害予防組合、水害予防組合連合、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農林漁業団体職員共済組合

[研究所等]

港務局

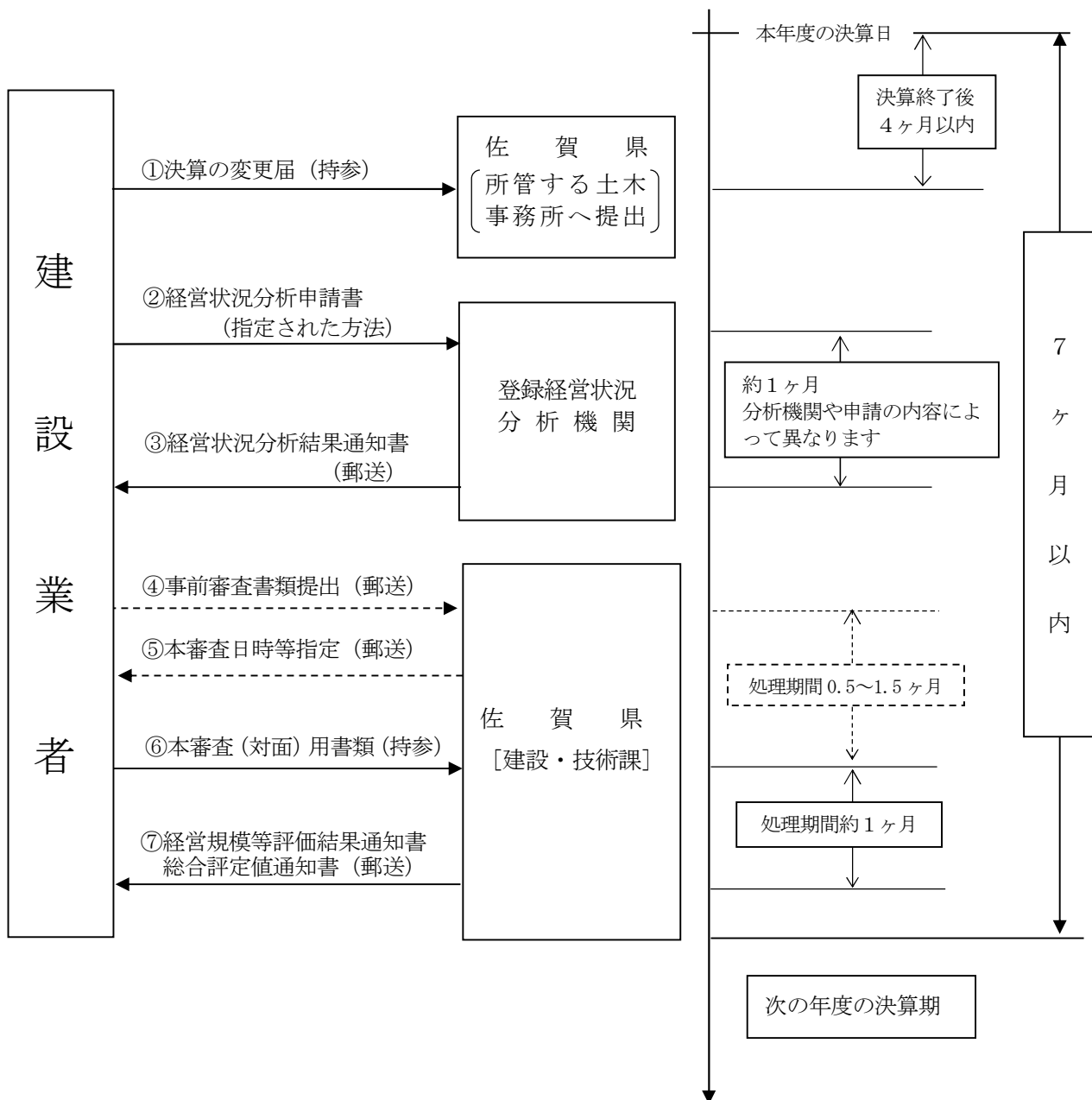
[会社]

東京地下鉄株式会社、日本たばこ産業株式会社、新関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社

東京湾道路横断の建設に関する措置法（昭和 61 年法律第 45 号）第 3 条第 1 項に規定する東京湾横断道路建設事業者

4 経営事項審査の申請

経営事項審査（経営規模等評価（XZW）＋経営状況分析（Y））と、総合評定値（P）の申請手順については以下のとおりです。



5 申請の時期及び方法

	経営状況分析 (Y)	経営規模等評価 (XZW)、総合評定値 (P)
申請書の提出先	各登録経営状況分析機関 (P11 参照)	佐賀県
申請時期	各登録経営状況分析機関の定める時期	通年(土、日、祝祭日を除く)のうち県が指定した日 (ただし、決算日から1年を経過した場合は、その日を基準日とする審査を受けることはできません。)
申請方法	各登録経営状況分析機関の定める方法	①事前審査(書面)用書類の提出(郵送)及び申請の予約申込み ②佐賀県が、本審査の申請日及び申請場所を指定し通知 ③申請者は指定された日及び場所に本審査(対面)用書類を持参し申請
申込先	各登録経営状況分析機関の定める申込先	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県 県土整備部 建設・技術課 建設業担当 TEL 0952 (25) 7153

《注意事項》

平成16年3月1日から経営事項審査制度が改正され、従前のように経営状況分析(Y)を終了した後、経営規模等評価(XZW)を申請することを条件とはしませんが、総合評定値(P)を請求する場合は、経営状況分析(Y)の結果通知書の原本が必要となります。

なお、経営状況分析(Y)と経営規模等評価(XZW)の両方を終了した時点で「経営事項審査を終了した」こととなりますので、経営規模等評価(XZW)申請時に総合評定値(P)を請求しない場合、各公共発注機関で申請者が経営事項審査を終了しているか判断がつかない場合が生じますので、基本的には、経営状況分析(Y)の結果通知を受け、経営規模等評価(XZW)を申請する際に、あわせて総合評定値(P)の請求も行ってください。

また、佐賀県入札参加資格申請では、総合評定値(P)結果通知書が添付書類として必要ですので、入札参加資格申請者は必ず総合評定値(P)を請求する必要があります。

※本審査期日等指定はがきの記入について

- ① はがきの表面に郵便番号、所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入してください。
- ② 裏面は、下記のとおり印刷してください。
- ③ 事前審査書類を郵送又は持参するときに、同封してください（規定料金の切手貼付）。
- ④ 事前審査後に、本審査の日時、審査場所を指定し郵送します。

[記入例]

表面	裏面										
<table border="1"><tr><td>切手</td><td>8 4 0 8 5 7 0</td></tr><tr><td>佐賀市城内一―一五九 佐賀県 県土整備部 建設・技術課 建設業担当</td><td>佐賀コーポレーション(株) 代表取締役 佐賀 太郎 様</td></tr></table>	切手	8 4 0 8 5 7 0	佐賀市城内一―一五九 佐賀県 県土整備部 建設・技術課 建設業担当	佐賀コーポレーション(株) 代表取締役 佐賀 太郎 様	<table border="1"><tr><td>申請書日時等指定票</td></tr><tr><td>経営規模評価の申請及び総合評定値の請求 について下記のとおり指定します。</td></tr><tr><td>記</td></tr><tr><td>1 申請日時 令和 年 月 日 時 分 なお、他の申請の都合等により時間については 遅れることがありますので、あらかじめ御了承くだ さい。</td></tr><tr><td>2 申請場所 佐賀県庁 新館 階 会議室</td></tr><tr><td>3 問い合わせ先 佐賀県 建設・技術課 建設業担当 TEL 0952(25)7153</td></tr></table>	申請書日時等指定票	経営規模評価の申請及び総合評定値の請求 について下記のとおり指定します。	記	1 申請日時 令和 年 月 日 時 分 なお、他の申請の都合等により時間については 遅れることがありますので、あらかじめ御了承くだ さい。	2 申請場所 佐賀県庁 新館 階 会議室	3 問い合わせ先 佐賀県 建設・技術課 建設業担当 TEL 0952(25)7153
切手	8 4 0 8 5 7 0										
佐賀市城内一―一五九 佐賀県 県土整備部 建設・技術課 建設業担当	佐賀コーポレーション(株) 代表取締役 佐賀 太郎 様										
申請書日時等指定票											
経営規模評価の申請及び総合評定値の請求 について下記のとおり指定します。											
記											
1 申請日時 令和 年 月 日 時 分 なお、他の申請の都合等により時間については 遅れることがありますので、あらかじめ御了承くだ さい。											
2 申請場所 佐賀県庁 新館 階 会議室											
3 問い合わせ先 佐賀県 建設・技術課 建設業担当 TEL 0952(25)7153											

やむをえない理由により指定の日時を変更したい場合は、建設・技術課までご連絡ください。

6 申請書類一覧

(1) 経営規模等評価申請及び総合評定値請求

※申請書 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書、工事種類別完成工事高（別紙一）、技術職員名簿（別紙二）、その他の審査項目（社会性等）（別紙三）

※事前及び本審査提出（提示）書類一覧

審査項目	提出又は提示書類	事前審査 (書面)	本審査 (対面)
(1) 経営規模等評価（総合評定値）	①申請書（1,2ページ） ②経営状況分析結果通知書（通知書が届いていない場合は分析申請書の写し） ③「資本性借入金」該当証明書（資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を「負債」から控除し、「自己資本」に追加する場合のみ）	○（提出）	
	④建設業許可申請書副本、決算変更届出書副本（2期又は3期分）、前回経審申請書副本（完成工事高3年平均の場合は前々回分も） ⑤審査対象事業年度の法人税・所得税・消費税に係る確定申告書の控え一式、消費税納税証明書（納税額の証明書その1）（注1）		○（提示）
(2) 完成工事高	①申請書別紙一、工事種類別完成工事高付表（注2）		○（提出）
	②契約書（変更契約を含む）等の工事高を証する書類、JV施工は協定書写し等出資割合の分かるもの、工事経歴書等の工事内容を確認できる書類（注3）		○（提示）
(3) 技術職員名簿	①申請書別紙二・前回経審の別紙二の写し ②技術職員の資格を証する書類の写し（検定若しくは試験合格証、卒業証明書、実務経験証明書等、有効期間内の監理技術者資格者証） ③有効期間内の監理技術者講習修了証及び登録基幹技能者講習修了証の写し ④続雇用制度の適用を受けている技術職員（様式3号） （常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は④に併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し） ⑤雇用保険及び社会保険等の加入を証する書面（雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は雇用保険被保険者証、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（2年分、前回受審の場合は直近のみ）、資格取得確認通知書（審査対象事業年度中に資格取得した場合のみ）、資格喪失確認通知書（審査対象事業年度の開始日以降に資格喪失した場合のみ）の写し）	○（提出）	
	⑥給与台帳の写し（審査基準日を含む前7ヶ月分） ⑦出勤簿の写し（審査基準日を含む前7ヶ月分）		○（提示）
(4) 社会性等	申請書別紙三		
(4-1) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	①建設業退職金共済事業加入・履行証明書 ②退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入が確認できる書面 ・労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約の写し（注4） ・中小企業退職金共済制度、特定退職金共済団体制度への加入証明書 ・適格退職金契約書の写し又は厚生年金基金、確定拠出年金運営管理機関発行の確定拠出金、確定給付企業年金の企業年金基金への加入証明書又は資産管理運用機関との間の契約書の写し ③法定外労働災害補償制度加入を確認する下記書面のいずれか（注5） 建設業福祉共済団、全国建設業労災互助会、全国労働災害保険事務組合、中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行うもの又は保険会社との労働災害補償制度への加入証明書（原本）、労働災害総合保険証券又は準記名式普通障害保険証券の写し ④CPD単位計算表（技術者名簿）、CPD取得単位証明書等 技能者名簿、施工体制台帳の作業員名簿、CCUSレベル判定通知書 技術者、技能者の上記(3)の⑤⑥⑦（⑦は本審査時提示）の資料	○（提出）	

	<p>⑤えるぼし認定、くるみん認定又はユースエール認定の取得状況が確認できる書面（注6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書類の写し <p>⑥えるぼし認定、くるみん認定又はユースエール認定の取消又は辞退が行われていないことを確認する書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の公表資料である「公共調達加点評価を受けることができる「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧」、「くるみん認定及びプラチナくるみん認定企業名都道府県別一覧」、若者雇用促進総合サイトに公表される「ユースエール認定企業一覧」等の写し <p>⑦建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況を確認する書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」（注7） <p>⑧様式「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」ポータルサイトに公表される、宣言企業の「基本情報」の画面コピー及び「宣言内容」 	○(提出)	
(4-2) 建設業の営業継続の状況	民事再生、会社更生法適用の手続開始の決定日を証する書面、手続終了の決定日を証する書面（官報公告等）の写し		
(4-3) 防災活動への貢献の状況	防災協定書の写し（団体に締結している場合は団体発行の防災活動証明書併せて提出）		
(4-4) 建設業の経理の状況	<p>①監査の受審状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人の設置は有価証券報告書又は監査報告書の写し及び履歴事項証明書(会計監査人設置会社であることの確認のため、2回目以降省略可) ・会計参与の設置は会計参与報告書及び履歴事項証明書(会計参与設置会社であることの確認のため、2回目以降省略可) ・公認会計士等の自主監査は、経理処理の適正を確認した書類 <p>②試験合格年度の翌年度から5年を経過していない公認会計士等の資格者証又は合格証の写し、登録経理講習受講年度の翌年度から5年を経過していない講習受講書等の写し、上記(3)の⑤の資料</p>	○(提出)	
(4-5) 建設機械の保有状況	<p>①建設機械の保有状況、ISOの取得状況一覧表（別表）、前回経審の同表の写し</p> <p>②自己保有の場合：売買契約書の写し（契約書がなければ販売証明書等）</p> <p>③リース契約の場合：リース契約書の写し（注8） （審査基準日以降に1年7か月以上の使用期間が定められているもの）</p> <p>④自己保有、リース共通（以下同じ）で特定自主検査記録表の写し（⑥、⑦の機械を除く）（注9） （審査基準日の直前1年以内のもの）</p> <p>⑤移動式クレーンの場合：移動式クレーン検査証</p> <p>⑥ダンプ車、アスファルト・フィニッシャの場合：自動車検査証・自動車検査証記録事項（注10）</p> <p>⑦モータグレーダー、ブルドーザーで自重の確認が必要な場合：自動車検査証・自動車検査証記録事項（注10）</p>	○(提出)	
(4-6) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	<p>①エコアクション21の認証を受けていることを証明する認証・登録証</p> <p>②ISO9001(品質管理)の審査登録機関の認証を証明する書面、付属書の写し</p> <p>③ISO14001(環境管理)の審査登録機関の認証を証明する書面、付属書の写し</p>	○(提出)	
(5) その他	<p>①申請書受理票・手数料証紙貼付書</p> <p>②本審査日時等指定用はがき（事前審査書類提出時に同封）</p>	○(提出)	○(提出)

※ 上記以外の場合も、必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。

提出書類の部数について：正本1部と副本1部(副本一式は本審査当日に持参すること)

注1) (1) -⑤で経営事項審査を新規に申請される方や審査対象事業年度の直前期の経営事項審査を受審されていない方については、審査対象事業年度以前の消費税確定申告書及び消費税納税証明書の提示が必要です。

例) 経営事項審査を新規に申請される方

完成工事高の評価について2年平均を希望する場合は、該当する事業年度2年分の消費税確定申告書及び消費税納税証明書の提示が必要です。

完成工事高の評価について3年平均を希望する場合は、該当する事業年度3年分の消費税の確定申告書及び消費税納税証明書の提示が必要です。

注2) (2) -①の申請で業種間積み上げ(申請における注意事項Q17参照)をされる場合に、工事種類別完成工事高付表の提出が必要です。(申請書別紙1に積み上げの内訳を記入する場合は省略可)

注3) (2) -②で経営事項審査を新規に申請される方や審査対象事業年度の直前期の経営事項審査を受審されていない方については、当該審査対象事業年度以前の契約書等が必要です。

例) 経営事項審査を新規に申請される方

完成工事高の評価について2年平均を希望する場合は2年分の契約書等が必要です。

完成工事高の評価について3年平均を希望する場合は3年分の契約書等が必要です。

注4) (4-1) -②で「自社退職金制度の就業規則の写し」を提出する場合は以下の確認ができる書類を添付してください。

<記載されていない項目>・・・手当の計算方法、支払時期

- ・従業員が10人以上の場合…労働基準監督署の受付印があること
- ・従業員が10人未満の場合…従業員代表者の同意書があること

注5) (4-1) -③は法定外労働災害補償制度の次の3つの要件を全て満たしていることが確認できる書類を添付してください。

- ・業務災害及び通勤災害のいずれも対象としていること
- ・直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること
- ・死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から7級までにかかる身体障害のすべてを対象とすること(業務起因性の疾病については対象としなくても差し支えない)

注6) (4-1) -⑤はえるぼし認定、くるみん認定又はユースエール認定のうち、最も配点の高いものを評価します。配点については、P44を確認してください。

注7) (4-1) -⑦の審査対象工事は、軽微な工事等(※1)を除く日本国内における建設工事であって、審査基準日以前1年以内に発注者と契約変更を除く請負契約を直接締結した建設工事について、当該建設工事の施工期間等に関わらず、例外なく審査対象工事とします。

誓約書には、該当期間に請負契約を締結した審査対象工事について、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)において現場契約情報の作成及び登録がなされていること及び建設工事に従事する者がCCUSへの直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制を

整備している旨を誓約してください。

また、現場契約情報の作成及び登録については、審査対象工事の請負契約締結後、建設工事の施工に従事する者の入場までに実施することを前提としています。

なお、直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積出来る体制の整備とは、就業履歴データ登録基準API連携認定システム(※2)をCCUSと連携し、かつ、審査対象建設工事に従事する者が自身の就業履歴を蓄積するにあたって支障のない範囲内に対応するカードリーダー等の就業履歴蓄積装置を配置、利用方法を周知することをいいます。当該項目については、実際の技能労働者等の就業履歴の蓄積率を評価するものではないことに留意してください。

(※1) 建設業許可を要しない軽微な工事(請負代金額500万円未満(建築一式工事の場合は1,500万円)の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建築する工事)、災害協定に基づき行う災害応急対策及び既契約において発注者の指示により行う災害応急対策

(※2) 就業履歴データ登録標準API連携認定システムは、「建コレ」、「EasyPass」、「WISDOM」、「Buildee」、「ワイズワーク」、「TcPass」、「建設現場顔認証入退管理サービス」、「建設サイトシリーズ」、「KIZUKU」、「キャリアリンク」、「Greenfile.work」及び「ANDPAD」を指します。最新の認定状況は、一般財団法人建設業振興基金の公表資料を参照してください。

注8) (4-5) -③でリース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械について評価を受けようとする場合は、以下の書類のいずれかの書類を添付してください。

- ①リース期間終了後に機械を譲受又は購入することが確認できる契約書等(覚書や念書を含む)
- ②リース期間終了後に機械を自動的に再リースすることが確認できる契約書等(覚書や念書を含む)
- ③リース期間終了後にリース機械を譲受又は購入、再リースする意思があることを申し出る申出書

申出書記載事項

- ・申出を行う機械種類等を「建設機械の保有状況一覧表(別表)」の記入要領に準じて記載
- ・リース期間終了後のリース機械の取扱いの意思(譲受又は購入、再リース)について記載

※再リースの場合は当該審査基準日から1年7ヶ月以上のリース期間が必要です。

注9) (4-5) -④で審査基準日から1年以内に機械を購入等したため、購入等の日から審査基準日までの間に特定自主検査の実施を要しない場合は、特定自主検査実施時期報告書等による次回特定自主検査を実施すべき期間が確認できる書類を添付してください。

注10) (4-5) -⑥⑦で車検証が電子車検証(A6サイズ)の場合は、自動車検査証記録事項(以下:記録事項)も必要です。

記録事項は、審査基準日時点で車検が有効であることが確認できるものがが必要です。(審査基準日後に車検を受けている場合、前回車検時の記録事項が必要となります。)

(2) 建設業許可業種追加に伴う経営事項審査再受審時の取扱い

建設業許可業種追加後に追加業種に係る経営事項審査の再受審を希望される場合は、建設・技術課(TEL:0952-25-7153)までご相談ください。この場合既に審査済みとなっている評価項目については

変更することが出来ませんのでご注意ください。

申請手数料については、審査を受けようとする建設業のうち「業種追加をした建設業」1種類につき2,500円です（経営規模等評価申請及び総合評定値請求を同時に申請した場合）。

(3) 経営状況分析申請

経営状況分析は、国により登録された機関によって行われることとなり、申請の方法等は各登録経営状況分析機関の定める方法によることとなりました。

令和7年1月時点で、国による登録を受けた機関は下記のとおりです。

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	03-6661-6663
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

7 経営事項審査手数料の金額及び納付方法

(1) 経営規模等評価申請及び総合評定値請求

①金額

経営規模等評価申請手数料

基本料 8,100 円と申請業種 1 種類につき 2,300 円として計算した額

総合評定値請求手数料

基本料 400 円と申請業種 1 種類につき 200 円として計算した額

※経営規模等評価を申請するまでに、経営状況分析の結果通知書を受け、その原本を提出し、経営規模等評価申請時に総合評定値も請求を行えば、従前の手数料額の考え方と同様です。

②納付方法

佐賀県知事許可業者は佐賀県収入証紙を、国土交通大臣許可業者は収入印紙を、手数料印紙（証紙）貼付書に貼付けて提出してください。

〈手数料早見表 1〉（経営規模等評価申請と総合評定値請求を行った場合）

業種数	手数料	業種数	手数料	業種数	手数料
1	11,000 円	6	23,500 円	11	36,000 円
2	13,500 円	7	26,000 円	12	38,500 円
3	16,000 円	8	28,500 円	13	41,000 円
4	18,500 円	9	31,000 円	14	43,500 円
5	21,000 円	10	33,500 円	15	46,000 円

〈手数料早見表 2〉（経営規模等評価のみ申請を行った場合）

業種数	手数料	業種数	手数料	業種数	手数料
1	10,400 円	6	21,900 円	11	33,400 円
2	12,700 円	7	24,200 円	12	35,700 円
3	15,000 円	8	26,500 円	13	38,000 円
4	17,300 円	9	28,800 円	14	40,300 円
5	19,600 円	10	31,100 円	15	42,600 円

※収入印紙及び佐賀県収入証紙の額については、十分確認の上、貼付してください。

※上記手数料は、消費税の課税仕入控除の対象とはなりません。

※申請書を受理した場合、手数料は還付しません。

(2) 経営状況分析申請

各登録経営状況分析機関の定める手数料額となりますので、各機関にお尋ねください。

8 審査基準日と審査項目について

(1) 審査基準日

審査基準日は、各建設業者の申請日の直前の営業年度終了日（決算日）です。

したがって、決算日から1年を経過した場合（次の決算日を迎えた場合も含む）は、その日を基準日とする審査を受けることはできません。

なお、新設業者で決算期が未到来の場合は、個人にあっては開業日、法人にあっては会社設立日が審査基準日となります。

(2) 審査項目

総合評定値（P）は、下記のとおり計算式となり、それぞれの審査項目についてはウェイトが設けられています。

$$\text{総合評定値（P）} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

区 分	審 査 項 目	ウェイト
(1) 経営規模	X ₁ ①完成工事高（許可業種別）	0.25
	X ₂ ①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益の額	0.15
(2) 経営状況	Y ①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	0.20
(3) 技術力	Z ①技術職員数（許可業種別） ②元請完成工事高（許可業種別）	0.25
(4) その他の審査項目 （社会性等）	W ①建設工事の担い手の育成及び確保に関する 取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による 認証又は登録の状況	0.15

9 申請書記入例

様式第二十五号の十一は、3つの用途があります。したがって、不要なものを線で消してください。

- ① 経営規模等評価申請書
- ② 経営規模等評価再審査申立書
- ③ 総合評定値請求書

① 経営規模等評価申請書

経営規模等評価（XZW）の申請を行います。

② 経営規模等評価再審査申立書

経営規模等評価の結果について異議がある場合、経営規模等評価を行った行政庁に対して、再審査の申立を行います（**結果の通知を受けた日から30日以内**）。

ただし、**申請者の記入漏れや記入誤り、申請者の責任に帰する案件については審査申し立ての対象とはなりません**ので、申請時には書類の記載事項等を十分確認してから提出してください。

また、経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合において、改正前の評価方法に基づく審査の結果の通知を受けている時は、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る）の申立てを行うことができます（**改正の日から120日以内**）。

③ 総合評定値請求

経営規模等評価（XZW）と経営状況分析（Y）の結果を合わせて算出した総合評定値（P）の請求を行います。

ここでは、標準的な記入例（経営規模等評価申請及び総合評定値請求）を記載していますので、**特殊な決算期の申請、合併や会社分割等に伴う申請、再審査の申立て等に際しては、事前に「建設・技術課」までご相談ください。**

2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

申請日は、本審査申請の日

令和 8 年 7 月 15 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

unnecessary items are to be deleted

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
佐賀県 知事 様

申請者 佐賀市内1-1-59
佐賀コーポレーション株式会社
代表取締役 佐賀 太郎

行政庁側記入欄	行政庁記入欄のため記入しないこと		請求年月日	土木事務所コード 整理番号	
申請年月日	01	令和	08	年	07
申請時番号	02	大臣 知事	04	1	国土交通大臣 佐賀県知事
許可年月日	02	令和	05	年	05
前回の申請時番号	03	大臣 知事			国土交通大臣 知事
審査基準日	04	令和	08	年	03
申請等の区分	05	1	総合評定値(P)を希望する場合は「1」を記入すること		
処理の区分	06	00	左2ケタに審査対象年度の該当区分を記入し、右2ケタに記載要領の別表(2)のいずれかに該当すれば、そのコードを記入する		
法人又は個人の別	07	1	株式会社には資本金額を、それ以外の法人には出資総額を記入		
商号又は名称のフリガナ	08	サガコーポレーション	濁音又は半濁音は1文字で記入すること		
商号又は名称	09	佐賀コーポレーション(株)	姓と名の間は1文字余白を取ること		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	サガタロウ			
代表者又は個人の氏名	11	佐賀太郎			
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	41201	市町村コード表(P21)により記載		
主たる営業所の所在地	13	城内1-1-59	「大字」「番地」等は記入しないこと。丁目、番、号は「-」(ハイフン)を用いること。		
郵便番号	14	840041	電話番号	0952-25-7153	
許可を受けている建設業	15	2221	申請時点で許可を受けている建設業のカラムに一般は「1」、特定は「2」を記入する		
経営規模等評価対象建設業	16	9999	申請を希望する業種に「9」を記入する		

2期平均を選択する場合は、基準決算の額と直前の審査基準日の額の平均額を記入する(千円未満切捨て)

項番
自己資本額 [1][7][][][][4][1][2][5][0][0] (千円) 審査対象 [2] (1. 基準決算) (2. 2期平均)

基準決算	[][][][4][0][5][0][0] (千円)
直前の審査基準日	[][][][2][0][0][0] (千円)

利益額 (2期平均) [1][8][][][][6][2][5][8][0] (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

基準決算と前期決算に係る損益計算書の営業利益を記入

審査対象事業年度	営業利益 [5][6][5][2][0] (千円)	減価償却実施額 [2][3][2][0] (千円)
審査対象事業年度の前期審査対象事業年度	営業利益 [6][3][9][2][1] (千円)	減価償却実施額 [2][4][0][0] (千円)

基準決算と前期決算に係る利益額(営業利益と減価償却実施額の合計額)の平均値を記入(千円未満切捨て)

技術職員名簿に記載した人数を記入

技術職員数 [1][9][][][][5] (人)

経営状況分析結果通知書の減価償却実施額又は、
・法人にあっては、法人税申告書別表16(1)~(8)の減価償却損金算入額の合計値を
・個人にあっては、確定申告書の「収支内訳書」又は「所得税青色申告決算書」の減価償却額を記入

登録経営状況分析機関番号 [2][0][0][0][0][0][1]

経営状況分析を受けた機関の名称
一般財団法人建設業情報管理センター

登録経営状況分析機関の登録番号と機関の名称を記入(P12参照)

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 [] 号	平成 [] 年 [] 月 [] 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

この申請書の作成者について記入

連絡先
所属等 総務部 氏名 佐賀 二郎 電話番号 0952-25-7153
ファックス番号 0952-25-7317

様式第二十五の十一の記入例

項番(01) 行政庁記入欄のため申請者は記入を行いません。

項番(02) 申請時の許可番号を記入します。

ただし、許可年月日が複数ある場合は最も古い許可年月日を記入します。

項番(03) 前回申請時と項番(02)で記入した情報が異なる場合のみ、記入します。

項番(04) 「審査基準日(申請時の直前の事業年度終了日)」を記入します。また、新設業者で決算期が未到来の場合は、個人にあっては開業日、法人にあっては会社設立日が審査基準日となります。

項番(05) 今回の申請の種類に該当するコードを記入します。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

項番(06) 今回の申請に関する処理の種類を記入します。

《左欄》

コード	処理の種類
00	12ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年1月1日から令和2年12月31日までの事業年度について申請する場合
01	6ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和1年10月1日から令和2年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12ヶ月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 特例有限会社から株式会社への組織変更に伴い令和1年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和2年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和1年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和2年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和1年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和2年3月31日)より前の日(令和1年11月1日)に申請するとき

※決算期変更や法人成り、事業承継は該当する番号がないため、「02」を記入します。

《右欄》

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更正手続開始決定日、会社更正計画認可日、会社更正手続開始決定日から会社更正計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

※該当しない場合は、記入する必要ありません。

項番(07)「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合は記入を要しません。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合のみ当該法人番号を記入すること。

項番(08)「商号又は名称」のフリガナを記入します。また、濁音又は半濁音を表す文字については、「ギ」や「パ」のように1文字として扱います。

項番(09) 「商号又は名称」を記入します。また、法人の種類については略号を用いて記入します。

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

項番(10) 「代表者又は個人の氏名」のフリガナを記入します。また、姓の名の間に1カラム空け、濁音又は半濁音を表す文字については、「ギ」や「パ」のように1文字として扱います。

項番(11) 「代表者又は個人の氏名」を、姓と名の間に1カラム空けて記入します。

項番(12) 「主たる営業所の所在地市区町村コード」は、別表1(P20)の「市町コード」の中から該当するものを記入します。

項番(13) 「主たる営業所の所在地」は、項番(12)により記入した市町コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については「ー(ハイフン)」を用いて記入します。

項番(14) 「電話番号」を、市外局番から「ー(ハイフン)」を用いて左詰めで記入します。

項番(15) 「許可を受けている建設業」の全てを、一般建設業は「1」、特定建設業は「2」で記入します。

項番(16) 今回、経営規模等評価申請を行う対象業種に「9」を記入します。

項番(17) 「自己資本の額」を千円未満の端数を切り捨てて記入します。

また、直前の審査基準日と2期平均を行う場合は、審査対象に「2」を記入し、直前の審査基準日の額も記入します。

なお、2期平均を行う場合は、2年分の自己資本の額を2で除して端数を切り捨てた額となります。

項番(18) 「利益額(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入します。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入します。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示します。

なお、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨て表示することができます。ただし、「利益額(2期平均)」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入します。

利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益 + 減価償却実施額

項番(19) 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入します。

項番(20) 経営状況分析(Y)を受けた登録機関の登録番号を「000001」のように空位のコラムにも「0」を記入し、登録機関の名称を記入する。

※登録経営状況分析機関名及び登録番号はP12を参照。

別表1 許可区分・市町・土木事務所コード表

○ 許可区分コード

41	佐賀県知事
----	-------

○ 市町コード

市 町	コード	土木事務所コード	市 町	コード	土木事務所コード
佐賀市	41201	01	吉野ヶ里町	41327	08
唐津市	41202	04	基山町	41341	08
鳥栖市	41203	08	上峰町	41345	08
多久市	41204	01	みやき町	41346	08
伊万里市	41205	05	玄海町	41387	04
武雄市	41206	09	有田町	41401	05
鹿島市	41207	09	大町町	41423	09
小城市	41208	01	江北町	41424	09
嬉野市	41209	09	白石町	41425	09
神埼市	41210	08	太良町	41441	09

○ 土木事務所コード

コード	土木事務所
01	佐賀土木事務所
08	東部土木事務所
04	唐津土木事務所
05	伊万里土木事務所
09	杵藤土木事務所

課税業者は完工高を税抜きで記載し、免税業者は税込みで記載すること。

※「土木一式(010)」、「とび・土工(050)」及び「鋼構造物(110)」を申請する場合は、実績が無くても、必ず、「PC構造物工事(011)」、「法面処理工事(051)」、「鋼橋上部工事(111)」を記載すること。
なお、(011)、(051)及び(111)は、合計に含めないこと。

(用紙A4)

2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番16「経営規模等評価等対象建設業」記載分と一致すること(建設業種コード順に記載)

年間平均完成工事高の算定について「2年平均」もしくは「3年平均」を選択して記入する

項番	3	1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 05年04月 至 07年03月 計算基準の区分「3年平均」を選択した場合のみ記													審査対象事業年度 自 07年04月 至 08年03月 計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均																																												
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 06年04月~07年03月															審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 05年04月~06年03月																																												
業種コード	業種コード表(P24)より記入する															カラムの記入にあたっては、右詰で記入すること																																												
完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)															完成工事高(千円)															元請完成工事高(千円)																													
3 2 0 1 0	5 8 9 0 9 6															3 5 4 6 5 0															5 8 0 0 0 0															3 4 9 0 0 0														
工事の種類	完成工事高計算表															元請完成工事高計算表															完成工事高計算表															元請完成工事高計算表														
土木一式 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 550.693 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 627.500															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 331.300 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 378.000															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 150.500															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 49.500														
3 2 0 1 1	7 5 2 5 0															7 5 2 5 0															1 2 0 0 0 0															1 2 0 0 0 0														
工事の種類	完成工事高計算表															元請完成工事高計算表															完成工事高計算表															元請完成工事高計算表														
PC構造物 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 150.500															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 150.500															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 49.500															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 40.000														
3 2 0 2 0	4 9 8 0 2															3 6 5 0 0															3 8 2 0 0															2 5 0 0 0														
工事の種類	完成工事高計算表															元請完成工事高計算表															完成工事高計算表															元請完成工事高計算表														
建築一式 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 50.105 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 49.500															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 33.000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 40.000															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0														
3 2 0 9 0	0															0															0															0														
工事の種類	完成工事高計算表															元請完成工事高計算表															完成工事高計算表															元請完成工事高計算表														
管 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0														
3 3	6 8 0 0															3 7 2 0															9 8 1 0															7 0 0 0														
工事の種類	完成工事高計算表															元請完成工事高計算表															完成工事高計算表															元請完成工事高計算表														
その他 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 6.440 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 7.160															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 3.200 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 4.240															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0														
3 4	6 4 5 6 9 8															3 9 4 8 7 0															6 2 9 0 1 0															3 8 2 0 0 0														
合計	6 4 5 6 9 8															3 9 4 8 7 0															6 2 9 0 1 0															3 8 2 0 0 0														
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)																																																												

「合計」欄には、「PC構造物」、「法面処理」及び「鋼橋上部」工事額は含めないこと

該当の有無について記入

2

別紙一の記入例（工事種類別完成工事高）

項番(31) 審査基準日から遡って、24ヶ月又は36ヶ月になるまでの決算期間について、「審査対象事業年度」には審査基準日の決算期間を、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度」にはそれ以前の決算期間を記入します。

また、「完成工事高計算基準の区分」に「2年平均」又は「3年平均」をコードで記入します。

項番(32) 申請業種ごとに「完成工事高」と「元請完成工事高」を記入します。

また、下記の業種を申請する場合は申請業種ごとに右欄に記載の工事・項目について必ず記入してください。なお、下記右欄について実績が無くても完成工事高「0」として記入します。

コード	申請業種	コード	左記の業種を申請した場合に記入が必要となる工事・項目
010	土木一式工事	011	プレストレストコンクリート構造物工事
050	とび・土工・コンクリート工事	051	法面処理工事
110	鋼構造物工事	111	鋼橋上部工事

○ PC（プレストレストコンクリート）構造物工事

コンクリートは圧縮に強いが引張に弱いという特性を持っています。この特性に対処すべく、加重によって生じる引張応力を減殺するため、その部分にあらかじめPC鋼材で圧縮応力を加えたコンクリートのことをプレストレスト・コンクリートといいます。「PC（プレストレストコンクリート）構造物工事」とは、主にこのプレストレスト・コンクリートを用いて橋梁等を建設する工事です。

○ 法面処理工事

道路を築造する場合には切土、盛土によって道路路面を確保することとなりますが、そのときにできた切土、盛土の法面を保護する必要が生じます。「法面処理工事」とは、主にこの法面を芝付け、石積工等の方法により保護する工事のことです。

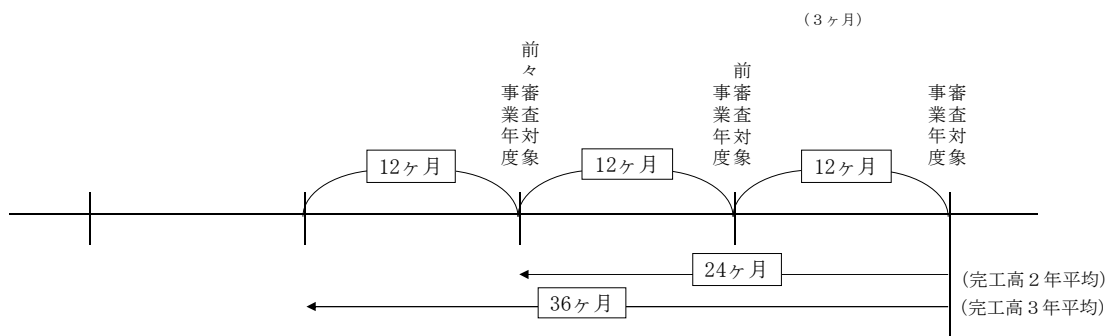
○ 鋼橋上部工事

橋梁の構造は、上部構造と下部構造とで構成されますが、上部構造とは下部構造（橋台や橋脚）で支持されるいわゆる橋桁部分の総称であり、通行する交通の路面を形成し、その荷重を支持して下部構造へ伝達する役目を果たすものです。「鋼橋上部工事」とは、鋼製の橋梁の舗

◎ 審査対象事業年度の完成工事高及び元請完工高の記載方法

(1) 各審査対象業年度が12ヶ月決算の場合

- ① 「審査対象事業年度」の工事種別別完成工事高の欄(右欄)に、12ヶ月分の額を記入します。
- ② 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度」の欄(左欄)に、2年平均ならば「前審査対象事業年度」の12ヶ月分、3年平均ならば「前審査対象事業年度」と「前々審査対象事業年度」の24ヶ月分を2で除して切り捨てた額を記入します。



(2) 決算期変更等で、各審査対象事業年度の決算期間が12ヶ月未満となった場合

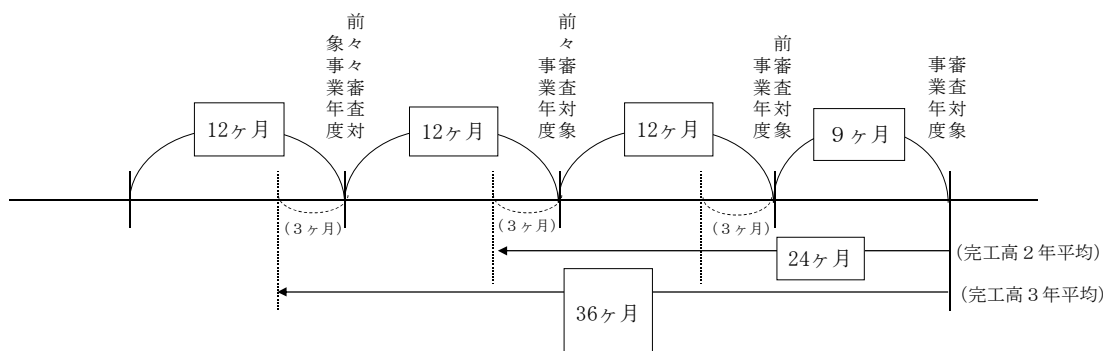
例) 完成工事高2年平均選択時で、審査基準日を含む事業年度の決算期間が9ヶ月となった場合

- ① 「審査対象事業年度」の工事種別別完成工事高の欄(右欄)には、次のAとBの合計を記入します。
 A：審査基準日を含む事業年度の完成工事高(9ヶ月分)
 B：審査基準日を含む事業年度の前期事業年度の完成工事高(12ヶ月分) × 3/12(3ヵ月分)
- ② 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度」の欄(左欄)には、次のCとDの合計を記入します。

- C：審査基準日を含む事業年度の前期事業年度の完成工事高(12ヶ月分) × 9/12(9ヵ月分)
 D：審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度の完成工事高(12ヶ月分) × 3/12(3ヵ月分)

※完成工事高3年平均の場合は、上記②の計算後に次のEとF及び上記CとDの合計額を2で除した額を記入します。

- E：審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度の完成工事高(12ヶ月分) × 9/12(9ヵ月分)
 F：審査基準日を含む事業年度の前々々期事業年度の完成工事高(12ヶ月分) × 3/12(3ヵ月分)



(審査基準日)
令和8年3月31日
(申請書提出日)
令和8年7月15日

担当業種は、技術者1名につき2業種までとなります(複数の資格を有する場合でも同様に2業種まで。)

(用紙A4)
2 0 0 0 5

技術職員名簿

審査対象年内(基準日(令和8年3月31日)の以前1年間)に技術職員となった者に○を付す

審査基準日(令和8年3月31日)時点の満年齢を記載

① 監理技術者講習受講者は「監理技術者資格者証の交付番号」と「講習修了年月日」を記入
② 監理技術者で講習未受講者等は「資格者証の交付番号」を記入
③ 基幹技能者は「講習修了年月日」を記入

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有区	1級資格者かつ監理技術者講習会受講者は「1」を、それ以外は「2」を記入	前者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	佐賀 太郎	平成10年1月1日	28	2 0 1 1 1 3 2	0 5 1 1 3 2			
2		城内 五郎	平成3年4月1日	35	2 0 1 1 1 3 1	0 2 1 2 0 1	第00301234567号 R5. 5. 26講習修了	30	
3		神埼 二郎	平成3年4月2日	34					
4		山口 三郎	昭和48年8月8日	52					
5	○	大町 四郎	昭和35年10月10日	65	2 0 1 0 0 2 2		H2. 4. 1~H16. 3. 31 ○○土木建設 H16. 4. 1~現在 佐賀建設㈱		

新規若年技術職員 (1名) 若年技術職員 (2名) 技術職員 (5名)

別紙二の記入例 (技術職員名簿)

この名簿には、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人の場合は常勤の役員を、個人の場合は事業主を含む)で建設業に従事する者のうち、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者等、別表2:業種別技術職員コード及び配点表に掲げる資格を有する者について記入します。

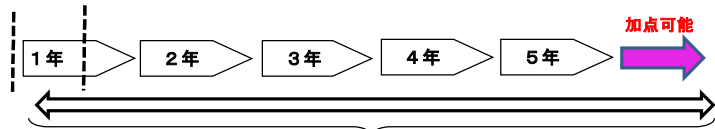
また、常時雇用されている者であることの確認として、雇用保険及び社会保険に加入している事を条件とします。(全国土木建築国民健康保険等に加入で事業主負担が有る場合は認められる場合があります。)

- 項番(81) 「技術職員名簿」の枚数を表示します。1枚目の場合は「001」と記入すること。
「審査基準日現在の満年齢」の欄は当該技術職員の審査基準日時点の満年齢を記入すること。
「新規掲載者」の欄は審査対象年内に新規に技術職員となった者につき○印を記入すること。
- 項番(82) 今回経営規模等評価申請を行う対象業種に係る技術者の氏名、生年月日、業種コード(P27)、有資格区分コード(別表 P29~P31)を記入すること。

業種については、技術者1名につき2業種までとなっており、複数の資格を有する場合であっても同じ取り扱いです。「講習受講」の欄には、次の①から③の全ての要件を満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。

- ① 法第15条第2号イに該当する者(1級国家資格者相当) ※法第15条第2号ハに該当する者は除く。
- ② 監理技術者資格者証の交付を受けていること。
- ③ 法第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講しており、受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しないもの。

R3.5.10 R4.1.1 R8.12.31



監理技術者講習を受講した日の翌年1月1日から5年経過する日まで加点可能=R3. 5. 10~R8. 12. 31

「監理技術者資格者証交付番号」の欄には、監理技術者にあつては監理技術者資格証交付番号を記入し、有効な監理技術者講習を受講している場合には講習修了年月日を記入すること。

また、基幹技能者にあつては登録基幹技能者講習修了証の講習修了年月日を記入すること。

さらに、実務経験で計上する場合(有資格区分コードが「001」又は「002」)は、監理技術者資格者証交付番号欄に実務経験等を確認するための最終学歴(学校名、卒業年月、学科名等)や職歴の記入が必要です。(実務経験は1業種につき一定年数(3~10年)以上の実務経験年数が必要です。)

技術職員名簿業種コード表

コード	建設工事の種類	コード	建設工事の種類
01	土木一式工事	16	ガラス工事
02	建築一式工事	17	塗装工事
03	大工工事	18	防水工事
04	左官工事	19	内装仕上工事
05	とび・土工・コンクリート工事	20	機械器具設置工事
06	石工事	21	熱絶縁工事
07	屋根工事	22	電気通信工事
08	電気工事	23	造園工事
09	管工事	24	さく井工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	25	建具工事
11	鋼構造物工事	26	水道施設工事
12	鉄筋工事	27	消防施設工事
13	舗装工事	28	清掃施設工事
14	しゅんせつ工事	29	解体工事
15	板金工事		

技術職員名簿に記載できる技術者について

技術職員名簿に記載できる技術者は、「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定されています。

※高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されていても技術職員名簿に記載することができます。

○評価対象・・・雇用期間＝6月＋1日⇒6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者

×評価対象外・・・雇用期間＝6月＋0日⇒6ヶ月を超える恒常的雇用関係がない者

※審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者の例

審査基準日（決算日）	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
令和8年3月31日	令和7年10月1日	令和7年9月30日
令和8年4月30日	令和7年10月30日	令和7年10月29日
令和8年5月31日	令和7年12月1日	令和7年11月30日
令和8年6月30日	令和7年12月30日	令和7年12月29日
令和8年7月31日	令和8年1月31日	令和8年1月30日
令和8年8月31日	令和8年3月1日	令和8年2月28日
令和8年9月30日	令和8年3月30日	令和8年3月29日
令和8年10月31日	令和8年5月30日	令和8年5月29日
令和8年11月30日	令和8年7月1日	令和8年6月30日
令和8年12月31日	令和8年7月31日	令和8年7月30日
令和9年1月31日	令和8年7月31日	令和8年7月30日
令和9年2月28日	令和8年8月28日	令和8年8月27日
令和8年4月1日	令和7年10月1日	令和7年9月30日
令和8年10月1日	令和8年3月31日	令和8年3月30日
令和8年6月15日	令和7年12月15日	令和7年12月14日

なお、審査基準日に在籍しているが、審査基準日の前日から6ヶ月前の月の応当日を含む前後の期間若しくは応当日以降の一定期間、やむを得ない特別の理由により在籍していないものについて、審査基準年度において通算で6ヶ月を超えて雇用されている場合、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係が継続していたものとして対象とする場合があります。該当する場合は事前に建設・技術課へご相談してください。

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類のに計上するものとする。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゆんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・レンガ・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
ウレタン断熱技能者能力評価基準	熱絶縁
発破・破砕技能者能力評価基準	とび・土工
建築測量技能者能力評価基準	大工
圧入技能者能力評価基準	とび・土工
さく井技能者能力評価基準	さく井
解体技能者能力評価基準	解体
計装工事技能者能力評価基準	電気、管、機械器具設置、電気通信
土質改良技能者能力評価基準	とび・土工、土木
潜函技能者能力評価基準	とび・土工
住宅建築関連技能者能力評価基準	大工、建築
石材施工技能者能力評価基準	石
斜面防災技能者能力評価基準	とび・土工、さく井
道路等法面保護工事技能者能力評価基準	とび・土工
都市トンネル技能者能力評価基準	土木、とび・土工

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無 4 1 3 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 2 3 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 3 3 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 4 3 [1.該当、2.非該当] 15%以上→該当

新規若年技術職員の育成及び確保 4 5 3 [1.該当、2.非該当] 1%以上→該当

CPD単位取得数 4 6 3 5 10 (単位) 技術者数 11 15 (人) 「技能者名簿」の人数と一致する。

技能レベル向上者数 4 7 3 5 (人) 技能者数 9 10 (人) 控除対象者数 15 (人) 「技能者名簿」に記載した者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 4 8 3 [1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 4 9 3 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 0 3 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 1 3 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設技能者を大切にす企業自主宣言制度の宣言の有無 5 2 3 [1.有、2.無]

建設業の営業継続の状況

営業年数 5 3 3 5 (年) 初めて許可(登録)を受けた年月日 令和 年 月 日 休業等期間 年 月 備考(組織変更等)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 4 3 [1.有、2.無] 再生手続又は更生手続開始決定日 令和 年 月 日 再生計画又は更生計画認可日 令和 年 月 日 再生手続又は更生手続終了日 令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 5 5 3 [1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 6 3 [1.有、2.無]

指示処分の有無 5 7 3 [1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況 5 8 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 5 9 3 5 (人) 公認会計士、会計士補、税理士及び一級登録経理試験合格者(一級建設業経理事務士)等の数を記入する。

二級登録経理試験合格者等の数 6 0 3 5 (人) 二級登録経理試験合格者等(二級建設業経理事務士)の数を記入する。

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) 6 1 3 5 10 (千円) 「監査の受審状況」欄で「1」を記載した場合で該当がある場合にのみ2期平均額を記入し、それ以外は「0」を記入。決算期が12ヶ月に満たない場合の換算方法は、完成工事高と同様に扱う。

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 6 2 3 5 (台) 評価対象となる建設機械(P34)のうち、審査基準日の所有及び審査基準日を含む以降1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリースの合計台数を記載する(審査基準日時点で特定自主検査等の有効期間が失効していないものに限る)加対象は15台までだが、実数を記載する。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 6 3 3 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 6 4 3 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 5 3 [1.有、2.無]

審査基準日において国際標準化機構が定めた規格による認証登録の有無を記入。ただし、登録範囲に建設業が含まれていない場合及び建設業法上の全ての営業所が含まれていない場合は、加対象とならないため「2」を記入

別紙三（その他の審査項目（社会性等））の記入例

項番(4 1) 審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

項番(4 2) 審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。

① 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。

《就業規則の場合の必要事項》

- ・退職手当の計算方法及び支払時期が明記されていること
- ・従業員10人以上…労働基準監督署の受付印があること
- ・従業員10人未満…従業員代表者との同意書が添付されていること

② 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。

③ 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。

④ 厚生年金基金の設立

⑤ 法人税法に規定する適格退職年金契約の締結

⑥ 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金の導入

⑦ 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金の導入

項番(4 3) 審査基準日において、次のいずれかとの間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害（下請人に係るものを含む）に関する給付についての契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

① （公財）建設業福祉共済団及び（一社）建設業労災互助会

② 全日本火災共済協同組合連合会及び（一社）全国労働保険事務組合連合会

③ 保険会社

項番(4 4) 審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。

項番(4 5) 審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。

項番(46) 審査基準日において、技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計とすること。CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が取得したCPD単位の合計数とすること。

複数のCPD認定団体より単位を修得している場合、いずれか1つのCPD認定団体の単位をもとに算出すること。

各技術者のCPD単位は以下の数式で算出される数値とすること。

$$\left(\begin{array}{c} \text{審査対象年にCPD認定団体によって} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{c} \text{告示別表第18の左欄に掲げる} \\ \text{CPD認定団体毎に右欄に掲げ} \\ \text{る数値} \end{array} \right) \times 30$$

上記数式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てること。また、各技術者のCPD単位の上限は30とすること。

告示別表第21

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

項番(47) 審査基準日において、技能者数は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数とすること。ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者）は除くこと。

技能レベル向上者数は、能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数とすること。なお、認定能力基準による評価を受けていない者とレベル1は同等と評価するため、評価無しからレベル1となった場合、評価の対象外となる。1以上レベルアップとして評価の対象となるのはレベル2以上の評価を受けてからとすること。

控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。

項番(48) 審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。

項番(49) 審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。

項番(50) 審査基準日において、青少年の雇用の促進に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

項番(51) 審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。

項番(52) 審査基準日において、建設技能者を大切にす企業の自主宣言を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入すること。

項番(53) 初めての許可（登録）を受けてから審査基準日までの営業年数を右詰めで記入すること（休業、廃業、許可切れ等の期間は除く）。また、記入に際しては、満年数を記入し端数は切り捨てます。

例) 令和元年5月21日に最初の建設業許可を受け、審査基準日が令和7年11月30日の経営事項審査を申請する場合で、その間に7ヶ月間の休業があるときの営業年数は満5年となります。
令和元年5月21日～令和7年11月30日…6年6ヶ月、休業期間7ヶ月、実営業期間…5年11ヶ月

項番(54) 審査基準日において、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

項番(55) 審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を記入し、締結していない場合は「2」を記入します。

項番(56)及び(57)

審査対象年において、建設業法第28条に規定による営業停止処分又は指示処分を審査対象事業年度に受けたことがある場合には、それぞれ「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入します。

項番(58) 審査基準日時点において、次に掲げる項目に該当する場合は、それぞれ該当する番号（1～3）を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入します。

- 1 会計監査人の設置を行っている場合（監査報告書において、無限適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点）
- 2 会計参与の設置を行っている場合（会計参与報告書が作成されている場合に加点）
- 3 建設業に従事する職員であって、下記のいずれかに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出した場合
・公認会計士、会計士補、税理士、これらとなる資格を有する者
・一級建設業経理事務士（一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの）

項番(59) 審査基準日における公認会計士、会計士補、税理士、これらとなる資格を有するもの及び一級登録経理資格を有するもの及び一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの。一級登録経理講習を受講した者であって、受講し講じた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないものの人数の合計を記入すること。

項番(60) 二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講したものであって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないものの人数の合計を記入すること。

項番(61) 会計監査人を設置している会社の建設業者に対し、研究開発費(2期平均値)を評価します。表内のコラムに審査対象事業年度と審査対象事業年度の前審査対象事業年度の研究開発費を記入し、その平均値(千円未満の端数は切り捨て)を「研究開発費(2期平均)」の欄に記入します。なお、会計監査人を設置している会社以外の建設業者は該当しませんので、コラム内に「0」を記入してください。

項番(62) 建設機械のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ車、**アスファルト・フィニッシャ**、移動式クレーン、**不整地運搬車**、締固め用機械、解体用機械及び高所作業車について、審査基準日時点で所有がある場合、審査基準日以降に1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリースがある場合は、その合計台数を記入します。

※評価対象となる建設機械(種別又は規格の確認のためカタログ等を提出ください。)

建設機械のうち、次に掲げるもの

- ・ショベル系掘削機 : ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン
又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
- ・ブルドーザー : 自重が3トン以上のもの
- ・トラクターショベル: バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
- ・モーターグレーダー: 自重が5トン以上のもの
- ・ダンプ車 : 土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの
- ・**アスファルト・フィニッシャ**
: 自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車
- ・移動式クレーン : つり上げ荷重3トン以上のもの
- ・**不整地運搬車**
- ・締固め用機械 : 「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」
- ・解体用機械 : 「ブレーカ」「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」
「解体用つかみ機」
- ・高所作業車 : 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車

項番(63) 審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合(認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られる場合を除く。)は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。

項番(64)及び(65)

審査基準日において、国際標準化機構が定めた規格による認証登録がある場合は「1」を記入し、ない場合や登録範囲に建設業が含まれていない場合及び建設業法上の全ての営業所が含まれていない場合は「2」を記入します。

経営事項審査の項目及び基準

1 工事種類別年間平均完成工事高(X₁)

許可を受けた建設業に係る 建設工事の種類別年間平均 完成工事高(単位:百万円)	X ₁	評点
(1) 100,000 以上		2,309
(2) 80,000 以上 100,000 未満	114 × X ₁ ÷	20,000,000 + 1,739
(3) 60,000 以上 80,000 未満	101 × X ₁ ÷	20,000,000 + 1,791
(4) 50,000 以上 60,000 未満	88 × X ₁ ÷	10,000,000 + 1,566
(5) 40,000 以上 50,000 未満	89 × X ₁ ÷	10,000,000 + 1,561
(6) 30,000 以上 40,000 未満	89 × X ₁ ÷	10,000,000 + 1,561
(7) 25,000 以上 30,000 未満	75 × X ₁ ÷	5,000,000 + 1,378
(8) 20,000 以上 25,000 未満	76 × X ₁ ÷	5,000,000 + 1,373
(9) 15,000 以上 20,000 未満	76 × X ₁ ÷	5,000,000 + 1,373
(10) 12,000 以上 15,000 未満	64 × X ₁ ÷	3,000,000 + 1,281
(11) 10,000 以上 12,000 未満	62 × X ₁ ÷	2,000,000 + 1,165
(12) 8,000 以上 10,000 未満	64 × X ₁ ÷	2,000,000 + 1,155
(13) 6,000 以上 8,000 未満	50 × X ₁ ÷	2,000,000 + 1,211
(14) 5,000 以上 6,000 未満	51 × X ₁ ÷	1,000,000 + 1,055
(15) 4,000 以上 5,000 未満	51 × X ₁ ÷	1,000,000 + 1,055
(16) 3,000 以上 4,000 未満	50 × X ₁ ÷	1,000,000 + 1,059
(17) 2,500 以上 3,000 未満	51 × X ₁ ÷	500,000 + 903
(18) 2,000 以上 2,500 未満	39 × X ₁ ÷	500,000 + 963
(19) 1,500 以上 2,000 未満	36 × X ₁ ÷	500,000 + 975
(20) 1,200 以上 1,500 未満	38 × X ₁ ÷	300,000 + 893
(21) 1,000 以上 1,200 未満	39 × X ₁ ÷	200,000 + 811
(22) 800 以上 1,000 未満	38 × X ₁ ÷	200,000 + 816
(23) 600 以上 800 未満	25 × X ₁ ÷	200,000 + 868
(24) 500 以上 600 未満	25 × X ₁ ÷	100,000 + 793
(25) 400 以上 500 未満	34 × X ₁ ÷	100,000 + 748
(26) 300 以上 400 未満	42 × X ₁ ÷	100,000 + 716
(27) 250 以上 300 未満	24 × X ₁ ÷	50,000 + 698
(28) 200 以上 250 未満	28 × X ₁ ÷	50,000 + 678
(29) 150 以上 200 未満	34 × X ₁ ÷	50,000 + 654
(30) 120 以上 150 未満	26 × X ₁ ÷	30,000 + 626
(31) 100 以上 120 未満	19 × X ₁ ÷	20,000 + 616
(32) 80 以上 100 未満	22 × X ₁ ÷	20,000 + 601
(33) 60 以上 80 未満	28 × X ₁ ÷	20,000 + 577
(34) 50 以上 60 未満	16 × X ₁ ÷	10,000 + 565
(35) 40 以上 50 未満	19 × X ₁ ÷	10,000 + 550
(36) 30 以上 40 未満	24 × X ₁ ÷	10,000 + 530
(37) 25 以上 30 未満	13 × X ₁ ÷	5,000 + 524
(38) 20 以上 25 未満	16 × X ₁ ÷	5,000 + 509
(39) 15 以上 20 未満	20 × X ₁ ÷	5,000 + 493
(40) 12 以上 15 未満	14 × X ₁ ÷	3,000 + 483
(41) 10 以上 12 未満	11 × X ₁ ÷	2,000 + 473
(42) 10 未満	131 × X ₁ ÷	10,000 + 397

※1. X₁に年間平均完成工事高を代入する(千円未満切り捨て)。

2. 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2 自己資本額及び平均利益額(X₂)

X₂評点 = (自己資本額点数 + 平均利益額点数) ÷ 2 (小数点以下切り捨て)

イ 自己資本額

自己資本額 (単位: 百万円)	点	数
(1) 300,000 以上		2,114
(2) 250,000 以上 300,000 未満	63 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 +	1,736
(3) 200,000 以上 250,000 未満	73 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 +	1,686
(4) 150,000 以上 200,000 未満	91 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 +	1,614
(5) 120,000 以上 150,000 未満	66 × (自己資本額) ÷ 30,000,000 +	1,557
(6) 100,000 以上 120,000 未満	53 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 +	1,503
(7) 80,000 以上 100,000 未満	61 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 +	1,463
(8) 60,000 以上 80,000 未満	75 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 +	1,407
(9) 50,000 以上 60,000 未満	46 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 +	1,356
(10) 40,000 以上 50,000 未満	53 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 +	1,321
(11) 30,000 以上 40,000 未満	66 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 +	1,269
(12) 25,000 以上 30,000 未満	39 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 +	1,233
(13) 20,000 以上 25,000 未満	47 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 +	1,193
(14) 15,000 以上 20,000 未満	57 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 +	1,153
(15) 12,000 以上 15,000 未満	42 × (自己資本額) ÷ 3,000,000 +	1,114
(16) 10,000 以上 12,000 未満	33 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 +	1,084
(17) 8,000 以上 10,000 未満	39 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 +	1,054
(18) 6,000 以上 8,000 未満	47 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 +	1,022
(19) 5,000 以上 6,000 未満	29 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 +	989
(20) 4,000 以上 5,000 未満	34 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 +	964
(21) 3,000 以上 4,000 未満	41 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 +	936
(22) 2,500 以上 3,000 未満	25 × (自己資本額) ÷ 500,000 +	909
(23) 2,000 以上 2,500 未満	29 × (自己資本額) ÷ 500,000 +	889
(24) 1,500 以上 2,000 未満	36 × (自己資本額) ÷ 500,000 +	861
(25) 1,200 以上 1,500 未満	27 × (自己資本額) ÷ 300,000 +	834
(26) 1,000 以上 1,200 未満	21 × (自己資本額) ÷ 200,000 +	816
(27) 800 以上 1,000 未満	24 × (自己資本額) ÷ 200,000 +	801
(28) 600 以上 800 未満	30 × (自己資本額) ÷ 200,000 +	777
(29) 500 以上 600 未満	18 × (自己資本額) ÷ 100,000 +	759
(30) 400 以上 500 未満	21 × (自己資本額) ÷ 100,000 +	744
(31) 300 以上 400 未満	27 × (自己資本額) ÷ 100,000 +	720
(32) 250 以上 300 未満	15 × (自己資本額) ÷ 50,000 +	711
(33) 200 以上 250 未満	19 × (自己資本額) ÷ 50,000 +	691
(34) 150 以上 200 未満	23 × (自己資本額) ÷ 50,000 +	675
(35) 120 以上 150 未満	16 × (自己資本額) ÷ 30,000 +	664
(36) 100 以上 120 未満	13 × (自己資本額) ÷ 20,000 +	650
(37) 80 以上 100 未満	16 × (自己資本額) ÷ 20,000 +	635
(38) 60 以上 80 未満	19 × (自己資本額) ÷ 20,000 +	623
(39) 50 以上 60 未満	11 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	614
(40) 40 以上 50 未満	14 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	599
(41) 30 以上 40 未満	16 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	591
(42) 25 以上 30 未満	10 × (自己資本額) ÷ 5,000 +	579
(43) 20 以上 25 未満	12 × (自己資本額) ÷ 5,000 +	569
(44) 15 以上 20 未満	14 × (自己資本額) ÷ 5,000 +	561
(45) 12 以上 15 未満	11 × (自己資本額) ÷ 3,000 +	548
(46) 10 以上 12 未満	8 × (自己資本額) ÷ 2,000 +	544
(47) 10 未満	223 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	361

注1 自己資本額が0円に満たない場合は、0円と見なして算定する。

ロ 平均利益額（利払前税引前償却前利益の2期平均）

※ 利払前税引前償却前利益（EBITDA）＝営業利益＋減価償却実施額

平均利益額	（単位：百万円）		点	数
(1)	30,000	以上		2,447
(2)	25,000	以上 30,000 未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 +$	1,643
(3)	20,000	以上 25,000 未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 +$	1,558
(4)	15,000	以上 20,000 未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 +$	1,462
(5)	12,000	以上 15,000 未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 +$	1,372
(6)	10,000	以上 12,000 未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 +$	1,306
(7)	8,000	以上 10,000 未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 +$	1,251
(8)	6,000	以上 8,000 未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 +$	1,179
(9)	5,000	以上 6,000 未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 +$	1,125
(10)	4,000	以上 5,000 未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 +$	1,080
(11)	3,000	以上 4,000 未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 +$	1,028
(12)	2,500	以上 3,000 未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 +$	980
(13)	2,000	以上 2,500 未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 +$	950
(14)	1,500	以上 2,000 未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 +$	910
(15)	1,200	以上 1,500 未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 +$	880
(16)	1,000	以上 1,200 未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 +$	850
(17)	800	以上 1,000 未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 +$	825
(18)	600	以上 800 未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 +$	801
(19)	500	以上 600 未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 +$	777
(20)	400	以上 500 未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 +$	757
(21)	300	以上 400 未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 +$	737
(22)	250	以上 300 未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 +$	722
(23)	200	以上 250 未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 +$	707
(24)	150	以上 200 未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 +$	695
(25)	120	以上 150 未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 +$	676
(26)	100	以上 120 未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 +$	666
(27)	80	以上 100 未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 +$	661
(28)	60	以上 80 未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 +$	649
(29)	50	以上 60 未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 +$	634
(30)	40	以上 50 未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 +$	634
(31)	30	以上 40 未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 +$	622
(32)	25	以上 30 未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 +$	619
(33)	20	以上 25 未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 +$	609
(34)	15	以上 20 未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 +$	605
(35)	12	以上 15 未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 +$	603
(36)	10	以上 12 未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 +$	595
(37)		10 未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 +$	547

注1 平均利益額が0円に満たない場合は、0円と見なして算定する。

2 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 経営状況分析(Y)

【経営状況分析指標】

	記号	影響	経営状況分析の指標	算 出 式	上限値	下限値
負 債 抗 力	X ₁	☒	純支払利息比率	(支払利息－受取利息配当金)／売上高×100	5.1	-0.3
	X ₂	☒	負債回転期間	負債合計／(売上高÷12)	18.0	0.9
収 益 性 ・ 効 率 性	X ₃	☒	総資本売上総利益率	売上総利益／総資本(2期平均)×100	63.6	6.5
	X ₄	☒	売上高計上利益率	経常利益／売上高×100	5.1	-8.5
財 務 健 全 性	X ₅	☒	自己資本対固定資産比率	自己資本／固定資産合計×100(固定比率の逆)	350.0	-76.5
	X ₆	☒	自己資本比率	自己資本／総資本×100	68.5	-68.6
絶 対 的 量	X ₇	☒	営業キャッシュフロー	営業キャッシュ・フロー／1億(2期平均)	15.0	-10.0
	X ₈	☒	利益剰余金	利益剰余金／1億	100.0	-3.0

注1 総資本売上総利益率については、2期平均の総資本が3千万円以下の場合は3千万円と読み替えて計算

2 総資本＝負債純資産合計

3 営業キャッシュフロー＝経常利益＋減価償却実施額±貸倒引当金増減額－法人税住民税及び事業税±受取手形・完成工事未収入金増減額±支払手形・工事未払金増減額±未成工事支出金・材料貯蔵品増減額±未成工事受入金増減額

4 X₁～X₈の各指標の計算結果は、小数点以下第4位を四捨五入

※個人の場合の勘定科目の読替

- ・経常利益＝事業主利益
- ・利益剰余金＝純資産合計

※営業キャッシュフローの増減の計算方法

貸倒引当金(正の数値で計算)	(+)
支払手形・工事未払金・未成工事受入金	(増加分はキャッシュイン)
受取手形・完成工事未収入金	(-)
未成工事支出金・材料貯蔵品	(増加分はキャッシュアウト)

・営業キャッシュフロー(2期平均)は、営業CF(当期)と営業CF(前期)との平均

・営業キャッシュフロー(当期)は、(当期決算－前期決算)の増減額

・営業キャッシュフロー(前期)は、(前期決算－前々期決算)の増減額

【経営状況点数(A)の算出】

$$A = (-0.4650 \times X_1) - (0.0508 \times X_2) + (0.0264 \times X_3) + (0.0277 \times X_4) + (0.0011 \times X_5) + (0.0089 \times X_6) + (0.0818 \times X_7) + (0.0172 \times X_8) + 0.1906$$

※小数点以下第3位を四捨五入

【経営状況評点(Y)の算出】

$$Y = 167.3 \times A + 583$$

※小数点以下第1位を四捨五入し、評点が0に満たない場合は0と見なす

評点幅： 最高点 1,595点 ～ 最低点 0点

4 技術力評価（Z）

Z 評点 = 技術職員点数 × 4 / 5 + 元請平均完成工事高点数 × 1 / 5（小数点以下切り捨て）

イ 工事種類別技術職員数値

技術職員数値は、次の技術者の資格区分により算定する。

- ① 一級監理受講者 1名につき6点（監理技術者で有効な監理技術者講習修了者）
- ② 一級技術者であって一級監理受講者以外の者 1名につき5点
- ③ 基幹技能者であって一級技術者以外の者 1名につき3点（登録基幹技能者講習修了者）
- ④ 二級技術者 1名につき2点
- ⑤ その他の技術者 1名につき1点
- ⑥ 監理技術者を補佐する資格を有する者 1名につき4点

技 術 職 員 数 値		点 数
(1)	15,500 以上	2,335
(2)	11,930 以上 15,500 未満	62 × (技術職員数値) ÷ 3,570 + 2,065
(3)	9,180 以上 11,930 未満	63 × (技術職員数値) ÷ 2,750 + 1,998
(4)	7,060 以上 9,180 未満	62 × (技術職員数値) ÷ 2,120 + 1,939
(5)	5,430 以上 7,060 未満	62 × (技術職員数値) ÷ 1,630 + 1,876
(6)	4,180 以上 5,430 未満	63 × (技術職員数値) ÷ 1,250 + 1,808
(7)	3,210 以上 4,180 未満	63 × (技術職員数値) ÷ 970 + 1,747
(8)	2,470 以上 3,210 未満	62 × (技術職員数値) ÷ 740 + 1,686
(9)	1,900 以上 2,470 未満	62 × (技術職員数値) ÷ 570 + 1,624
(10)	1,460 以上 1,900 未満	63 × (技術職員数値) ÷ 440 + 1,558
(11)	1,130 以上 1,460 未満	63 × (技術職員数値) ÷ 330 + 1,488
(12)	870 以上 1,130 未満	62 × (技術職員数値) ÷ 260 + 1,434
(13)	670 以上 870 未満	63 × (技術職員数値) ÷ 200 + 1,367
(14)	510 以上 670 未満	62 × (技術職員数値) ÷ 160 + 1,318
(15)	390 以上 510 未満	63 × (技術職員数値) ÷ 120 + 1,247
(16)	300 以上 390 未満	62 × (技術職員数値) ÷ 90 + 1,183
(17)	230 以上 300 未満	63 × (技術職員数値) ÷ 70 + 1,119
(18)	180 以上 230 未満	62 × (技術職員数値) ÷ 50 + 1,040
(19)	140 以上 180 未満	62 × (技術職員数値) ÷ 40 + 984
(20)	110 以上 140 未満	63 × (技術職員数値) ÷ 30 + 907
(21)	85 以上 110 未満	63 × (技術職員数値) ÷ 25 + 860
(22)	65 以上 85 未満	62 × (技術職員数値) ÷ 20 + 810
(23)	50 以上 65 未満	62 × (技術職員数値) ÷ 15 + 742
(24)	40 以上 50 未満	63 × (技術職員数値) ÷ 10 + 633
(25)	30 以上 40 未満	63 × (技術職員数値) ÷ 10 + 633
(26)	20 以上 30 未満	62 × (技術職員数値) ÷ 10 + 636
(27)	15 以上 20 未満	63 × (技術職員数値) ÷ 5 + 508
(28)	10 以上 15 未満	62 × (技術職員数値) ÷ 5 + 511
(29)	5 以上 10 未満	63 × (技術職員数値) ÷ 5 + 509
(30)	5 未満	62 × (技術職員数値) ÷ 5 + 510

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

ロ 工事種類別年間平均元請完成工事高点数

許可を受けた建設業に係る 建設工事の種類別年間平均 元請完成工事高（単位：百万円）		点	数
(1)	100,000 以上		2,865
(2)	80,000 以上 100,000 未満	$119 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000,000 + 2,270$	
(3)	60,000 以上 80,000 未満	$145 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000,000 + 2,166$	
(4)	50,000 以上 60,000 未満	$87 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000,000 + 2,079$	
(5)	40,000 以上 50,000 未満	$104 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000,000 + 1,994$	
(6)	30,000 以上 40,000 未満	$126 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000,000 + 1,906$	
(7)	25,000 以上 30,000 未満	$76 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000,000 + 1,828$	
(8)	20,000 以上 25,000 未満	$90 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000,000 + 1,758$	
(9)	15,000 以上 20,000 未満	$110 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000,000 + 1,678$	
(10)	12,000 以上 15,000 未満	$81 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 3,000,000 + 1,603$	
(11)	10,000 以上 12,000 未満	$63 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000,000 + 1,549$	
(12)	8,000 以上 10,000 未満	$75 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000,000 + 1,489$	
(13)	6,000 以上 8,000 未満	$92 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000,000 + 1,421$	
(14)	5,000 以上 6,000 未満	$55 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 1,000,000 + 1,367$	
(15)	4,000 以上 5,000 未満	$66 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 1,000,000 + 1,312$	
(16)	3,000 以上 4,000 未満	$79 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 1,000,000 + 1,260$	
(17)	2,500 以上 3,000 未満	$48 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 500,000 + 1,209$	
(18)	2,000 以上 2,500 未満	$57 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 500,000 + 1,164$	
(19)	1,500 以上 2,000 未満	$70 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 500,000 + 1,112$	
(20)	1,200 以上 1,500 未満	$50 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 300,000 + 1,072$	
(21)	1,000 以上 1,200 未満	$41 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 200,000 + 1,026$	
(22)	800 以上 1,000 未満	$47 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 200,000 + 996$	
(23)	600 以上 800 未満	$57 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 200,000 + 956$	
(24)	500 以上 600 未満	$36 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 100,000 + 911$	
(25)	400 以上 500 未満	$40 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 100,000 + 891$	
(26)	300 以上 400 未満	$51 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 100,000 + 847$	
(27)	250 以上 300 未満	$30 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 50,000 + 820$	
(28)	200 以上 250 未満	$35 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 50,000 + 795$	
(29)	150 以上 200 未満	$45 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 50,000 + 755$	
(30)	120 以上 150 未満	$32 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 30,000 + 730$	
(31)	100 以上 120 未満	$26 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000 + 702$	
(32)	80 以上 100 未満	$29 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000 + 687$	
(33)	60 以上 80 未満	$36 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000 + 659$	
(34)	50 以上 60 未満	$22 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 635$	
(35)	40 以上 50 未満	$27 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 610$	
(36)	30 以上 40 未満	$31 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 594$	
(37)	25 以上 30 未満	$19 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000 + 573$	
(38)	20 以上 25 未満	$23 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000 + 553$	
(39)	15 以上 20 未満	$28 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000 + 533$	
(40)	12 以上 15 未満	$19 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 3,000 + 522$	
(41)	10 以上 12 未満	$16 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000 + 502$	
(42)	10 未満	$341 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 241$	

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

5 その他の審査項目(W)

(W1-1から3)

<p>〔算 定 式〕</p> <p>評点(W1-1から3) = $Y_1 \times 15$</p> <p>Y_1: 審査項目①～③のうち加入していないとされたものの数</p>	<p>〔審査項目〕</p> <p>① 建設業退職金共済制度</p> <p>② 退職一時金制度若しくは企業年金制度</p> <p>③ 法定外労働災害補償制度</p>
---	---

イ～ロ 若年技術職員の育成及び確保の状況 (W1-4)

① 満35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合	1点
② 新たな満35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合	1点

ハ 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (W1-5)

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times A + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times B = (W1-5)$$

$$A = \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \quad B = \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者}}$$

A	評点
3未満	0
3以上6未満	1
6以上9未満	2
9以上12未満	3
12以上15未満	4
15以上18未満	5
18以上21未満	6
21以上24未満	7
24以上27未満	8
27以上30未満	9
30	10

B	評点
1.5%未満	0
1.5%以上3%未満	1
3%以上4.5%未満	2
4.5%以上6%未満	3
6%以上7.5%未満	4
7.5%以上9%未満	5
9%以上10.5%未満	6
10.5%以上12%未満	7
12%以上13.5%未満	8
13.5%以上15%未満	9
15%以上	10

※小数点が発生した場合以下の通りの評定とすること。

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	W1-5評点
10	10
9以上10未満	9
8以上9未満	8
7以上8未満	7
6以上7未満	6
5以上6未満	5
4以上5未満	4
3以上4未満	3
2以上3未満	2
1以上2未満	1
1未満	0

ニ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 (W1-6)

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし (第3段階)	4
	えるぼし (第2段階)	3
	えるぼし (第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若年雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

取得している認定のうち最も配点の高いものを評価
(最大5点)

ホ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数 (W1-7)

要件	評点
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	10
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	5

ヘ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数 (W1-8)

建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有の場合	5点
-----------------------------	----

ト 営業年数 (W2-1)

年数	35以上	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
評点	60	58	56	54	52	50	48	46	44	42	40	38	36	34	32	30
年数	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5以下	
評点	28	26	24	22	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2	0	

チ 民事再生又は会社更生法の適用の有無 (W2-2)

民事再生又は会社更生法の適用を申し立てた場合	-60点
------------------------	------

リ 防災活動への貢献の状況 (W3)

国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合	20点
-------------------------------	-----

ヌ 法令遵守の状況 (W4)

① 営業停止処分を受けている場合	-30点	※審査対象事業年度内に営業停止処分と指示処分を受けている場合は、-30点
② 指示処分を受けている場合	-15点	

ル～ヲ 建設業の経理の状況 (W5)

① 監査の受審状況

・会計監査人の設置を行っている場合	20点
・会計参与の設置を行っている場合	10点
・経理処理の適正を確認した旨の書類が提出されている場合	2点

② 公認会計士等の数

(公認会計士等数値) = 公認会計士等の数 + 二級登録経理試験合格者等の数 × 0.4

年間平均完成工事高の区分に応じて、上記数値により0～10点を配点

項目 年間平均 完成工事高	区分 評点	公認会計士等数値					
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	10	10	8	6	4	2	0
600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満	
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満	
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満	
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満	
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	—	—	0	
1億円未満	0.4以上	—	—	—	—	0	

ワ 研究開発の状況 (W6)

研究開発費 (単位：百万円)	点数
(1) 10,000 以上	25
(2) 7,500 以上 10,000 未満	24
(3) 5,000 以上 7,500 未満	23
(4) 3,000 以上 5,000 未満	22
(5) 2,000 以上 3,000 未満	21
(6) 1,900 以上 2,000 未満	20
(7) 1,800 以上 1,900 未満	19
(8) 1,700 以上 1,800 未満	18
(9) 1,600 以上 1,700 未満	17
(10) 1,500 以上 1,600 未満	16
(11) 1,400 以上 1,500 未満	15
(12) 1,300 以上 1,400 未満	14
(13) 1,200 以上 1,300 未満	13
(14) 1,100 以上 1,200 未満	12
(15) 1,000 以上 1,100 未満	11
(16) 900 以上 1,000 未満	10
(17) 800 以上 900 未満	9
(18) 700 以上 800 未満	8
(19) 600 以上 700 未満	7
(20) 500 以上 600 未満	6
(21) 400 以上 500 未満	5
(22) 300 以上 400 未満	4
(23) 200 以上 300 未満	3
(24) 100 以上 200 未満	2
(25) 50 以上 100 未満	1
(26) 50 未満	0

カ 建設機械の所有及びリース台数 (W7)

区分	建設機械の所有及びリース台数	点数	区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15	(12)	4台	8
(2)	14台	15	(13)	3台	7
(3)	13台	14	(14)	2台	6
(4)	12台	14	(15)	1台	5
(5)	11台	13	(16)	0台	0
(6)	10台	13			
(7)	9台	12			
(8)	8台	12			
(9)	7台	11			
(10)	6台	10			
(11)	5台	9			

コ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 (W8)

		ISO9001登録有	ISO9001登録無
ISO14001登録有	エコアクション21登録有	10	5
	エコアクション21登録無		
ISO14001登録無	エコアクション21登録有	8	3
	エコアクション21登録無	5	0

【その他の審査項目 (W) の算定】

$$W = (W1 + W2 + W3 + W4 + W5 + W6 + W7 + W8) \times 10 \times 175 / 200$$

※評点が0に満たない場合は、0点と見なす

◎ 総合評定値 (P) の算出方法

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

業種の考え方について

◎ 建設工事の種類別にみたその内容と例示

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事	橋梁工事やダム工事などを一式として請負うもの。そのうちの一部のみの請負は、それぞれの該当する工事になる。
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	一棟の住宅建設等一式工事として請負うもの。建築確認を必要とする増改築等
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事、（避雷針工事）
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事（*建築系の防水のみ）	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング防水工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事（ガスタービンなど）、集塵機器設置工事、トンネル、地下道等の給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
建具工事	工作物に木製または金属製の建具等を取り付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、排水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、または工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体または粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋または排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

◎ 業種区分の考え方について

建設省経建発第 170 号

昭和 60 年 10 月 14 日

建設省建設経済局建設業課長

許可業種の内容見直しに当たっての考え方について

建設業法に基づく許可業種区分の内容の見直しについては、昭和 60 年 10 月 14 日付け建設省経建発第 164 号により建設省建設経済局長より通達したところであるが、今回の改正に当たっての考え方、各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については下記のとおりであるので、事務処理に当たっては遺憾のないように十分留意されたい。

記

1 左官工事

- (1) 『左官工事』には「防水モルタル工事」があり、『防水工事』には「モルタル防水工事」があったが、これらの工事内容は同じであり、したがって、防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。今回、この点を明確にするために工事名を「モルタル防水工事」に統一した。
- (2) 従来例示されていた「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものであり、これらの工事だけでは一つの独立した工事とはいえないので削除した。

2 とび・土工・コンクリート工事

- (1) 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は、根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」であり、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。
- (2) 今回新たに追加した「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』に該当する。
- (3) 今回新たに追加した「吹付け工事」とは、従来例示されていた「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル及び種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- (4) 今回新たに追加した「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- (5) 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は7に記載したとおりである。

3 石工事

「コンクリートブロック積み(張り)工事」に関する『石工事』、『とび・土工・コンクリート工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』間の区分の考え方は2に記載したとおりである。

4 屋根工事

- (1) 例示中の「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、今回これらを包括して「屋根ふき工事」とした。したがって「板金屋根工事」も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
- (2) 「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型にすぎず、当然『屋根工事』に該当するものであるので今回削除した。

5 管工事

- (1) 上下水道等の配管工事における『管工事』、『土木一式工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は16に記載したとおりである。
- (2) し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理層を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

6 タイル・れんが・ブロック工事

- (1) 「コンクリートブロック積み(張り)工事」に関する『タイル・れんが・ブロック工事』、『とび・土工・コンクリート工事』及び『石工事』間の区分の考え方は2に記載したとおりである。

- (2) 今回新たに追加した「石綿スレート張り工事」とは、石綿スレートを外壁等にはる工事を内容としており、石綿スレートにより屋根をふく工事は、「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- (3) この「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。

7 鋼構造物工事

『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組み立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。今回、この点を明確にするために『鋼構造物工事』における「鉄骨組立工事」を「鉄骨工事」に改めた。

8 ほ装工事

- (1) ほ装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『ほ装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- (2) 近年数多く施工されるようになってきた人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等でほ装した上にはり付けるものは『ほ装工事』に該当する。

9 板金工事

今回新たに追加した「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。

10 塗装工事

従来例示されていた「下地調整工事」及び「ブラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものであり、これらの工事だけでは一つの独立した工事とはいえないので今回削除した。

11 防水工事

- (1) この『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- (2) 「モルタル防水工事」に関する『防水工事』と『左官工事』との区分の考え方は1に記載したとおりである。

12 内装仕上工事

- (1) 今回新たに追加した「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- (2) 今回新たに追加した「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。

13 機械器具設置工事

- (1) 『機械器具設置工事』には、一般にすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、例示を従来の個別機械を列挙する方式から、機械を類型別に分けて例示する方式に改めた。

また、このように『機械器具設置工事』には広くすべての機械機具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置がこの『機械器具設置工事』に該当する。

- (2) 今回新たに追加した「運搬機器設置工事」には従来例示されていた「昇降機設置工事」も含まれる。
- (3) 今回新たに追加した「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。

14 電気通信工事

今回新たに追加した「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。

15 造園工事

- (1) 今回新たに追加した「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- (2) 例示における「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。

16 水道施設工事

- (1) 上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『土木一式工事』間の区分の考え方は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- (2) し尿処理に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は5に記載したとおりである。

17 消防施設工事

例示中の「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

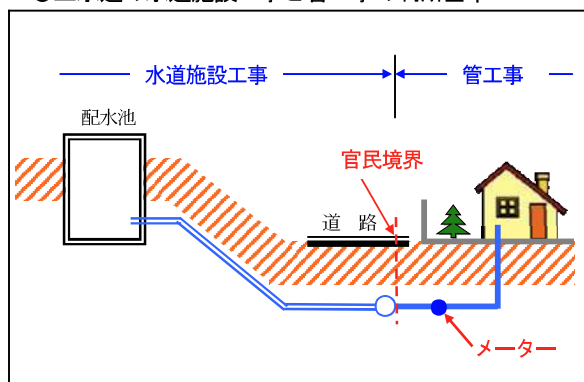
18 清掃施設工事

- (1) し尿処理に関する施設の建設工事における『清掃施設工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は5に記載したとおりである。
- (2) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

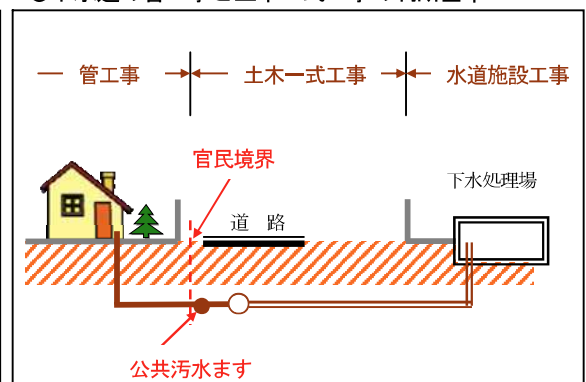
上下水道施設の業種区分一覧

施 設 区 分		業 種 区 分			備 考	
		土木一式	管	水道施設		
上 水 道	取水施設	取水堰堤、取水井			○	
	導水施設	導水管			○	
	浄水施設	沈殿池、濾過池 浄水池、滅菌室			○	
	送水施設	送水ポンプ、送水管			○	
	配水施設	配水池 配水管(公道下等)			○	
	給水装置	給水引込管 敷地内配管		○		
下 水 道	下水道管	家屋等～公共汚水ます		○		
		下水道本管(公道下等)	○			
	下水処理場	沈砂池、反応タンク、 沈殿池、消毒施設 汚泥処理施設			○	
		(処理場敷地造成工事)	○			
農業用水道、 かんがい用 排水施設等				○		

◎上水道の水道施設工事と管工事の判断基準



◎下水道の管工事と土木一式工事の判断基準



解体工事の内容、例示、区分の考え方について

建設工事の種類 (建設業法別表 第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 建設省 告示第350号)	建設工事の例示 (平成15年4月3 日 建設業許可 事務ガイドライ ン)	建設工事の区分の考え方 (平成14年4月3日 建設業許可事務ガイドライン)
とび・土工・コン クリート工事	イ)足場の組立て、機械器 具・建設資材等の重量物 の運搬配置、鉄骨等の組 立て、 <u>工作物の解体</u> ※等 を行う工事 ロ)～ハ) (略)	イ)とび工事、ひ き工事、足場等 仮設工事、重量 物の揚重運搬配 置工事、鉄骨組 立て工事、コン クリートブロック据 付け工事、 <u>工作 物解体工事</u> ※ ロ)～ハ) (略)	(略)
<u>解体工事</u> ※	<u>工作物の解体を行う工事</u> ※	<u>工作物解体工事</u> ※	● <u>それぞれの専門工事において建設される目的 物について、そのみを解体する工事は各専 門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整 のもとに土木工作物や建築物を解体する工事 は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に 該当する。</u> ※

※ 平成28年6月1日から施行。

解体工事の業種区分の考え方

建築一式工事

ビルの建て替え工事

古いビルの解体工事と、
同じ敷地内に新たにビル
を建設する工事を一体で
請け負う工事



解体工事

家屋等の解体工事

家屋等の工作物を
解体する工事



各専門工事

信号機の解体工事

元請が信号機のみ
を解体する工事。
→電気工事に該当



申請における注意事項 (審査の基準等について)

1. 申請について

(建設業許可との関係)

Q 1) 建設業許可の更新を忘れていて許可が切れたのですが、経営事項審査だけでも申請することはできますか。

A 1) できません。

経営事項審査は、許可を受けている方（許可を受けた業種に限る）だけが申請することができます。

また、あくまでも申請に基づく審査ですので、許可を有する全ての業種を申請する必要はありません。

Q 2) 申請を希望し、事前審査書類提出をした時点では、佐賀県知事許可でしたが、他県での営業所を開設し国土交通大臣許可申請したところ、本審査当日では、国土交通大臣許可となっていました。そのまま佐賀県で本審査を受審してよいでしょうか。

A 2) 逆の場合もありえますが、あくまでも、佐賀県で経営事項審査を受審できるのは、申請日（本審査当日）時点で佐賀県知事許可の場合となります。このため、本審査時点で大臣許可の場合は佐賀県では受審できませんので、事前審査書類返却の申し出をしていただいたうえで、所管の地方整備局での受審手続きを行ってください。

なお、建設業の許可換え、業種追加等申請中の場合は、審査時に担当者に申告してください。

(事業承継等)

Q 3) 個人事業から法人を設立した場合、経営事項審査に影響はありますか。

A 3) 許可を受けている個人が法人を設立した場合(建設業の事業の主たる部分を承継し、法人として新規許可又は譲渡認可を受けた場合に限る。)、下記の要件を満たすことを条件に事業承継を行うことができます。

- ①個人事業での建設業は廃業すること。
- ②事業主であった者が、50%以上を出資して設立した法人であること。
- ③個人事業の事業年度と法人の事業年度が連続すること。
- ④事業主であった者が、設立した法人の代表権を有していること。

この承継の手続を行うことによって、法人の経営事項審査で事業年数、前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の完成工事高を引き継ぐことができます（法人での建設業許可申請に際しては、①～④の条件を満たすほか、「建設業としての事業の引渡・引継誓約書」並びに個人事業主及び法人の代表者印の「印鑑証明書」が必要となります。）。

さらに、法人での建設業許可取得後、個人事業での最新の経営事項審査の結果が有効な期間内に法人設立日を審査基準日とする経営事項審査の結果の通知を受ける必要があります。（経営事項審査の有効期間を継続させるため。）

Q 4) 事業主の死亡等による理由で承継人が事業を承継した場合、経営事項審査に影響はありますか。

A 4) 許可を受けている個人から個人へ事業を承継した場合は(建設業の事業の主たる部分を承継し、承継人が新規許可又は譲渡(相続)認可を受けた場合に限る)、下記の要件を満たすことを条件に事業の承継ができます。

- ① 被承継人(前事業主)が建設業を廃業すること。(被承継人が死亡の場合は、債権者代表で届出)
- ② 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること(やむを得ない事情により連続していない場合を除く)。
- ③ 承継人は被承継人の配偶者又は2親等以内の者であること。

A 3)と同様、この承継の手続を行うことによって、経営事項審査で事業年度、前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の完成工事高を引き継ぐことができます(建設業許可申請に際しては、①～③の条件を満たすほか、「建設業としての事業の引渡・引継誓約書」並びに承継人及び被承継人の印の「印鑑証明書」が必要となります。(被承継人が死亡の場合は、債権者代表)

(申請の方法等)

Q 5) 経営事項審査の申請はいつでも行うことができますか。

A 5) 基本的には、事前審査書類に申込葉書を同封し建設・技術課に郵送し、申請(本審査)日時の指定を受けます。(指定日の通知は最長で約1ヶ月後)ただし、指定を受けた日時の都合が悪い場合や個別に希望する場合は、建設・技術課へ御連絡ください。

また、申請を行うことができるのは、次の決算日を迎えるまでとなっていますので御注意ください。

Q 6) 経営状況分析(Y)結果通知書の原本が無いと、経営規模等評価(XZW)申請は行えないのでしょうか。

A 6) 厳密にいうと、経営規模等評価(XZW)申請だけは行えます。ただし、総合評定値(P)の請求は行うことができません。

したがって、日時の指定を受け、経営状況分析結果通知書の原本提出が間に合わない場合は、次の2つの方法で対処してください(事前に、建設・技術課までご連絡ください)。

- ① 当日、会場で経営規模等評価申請に係る内容についての確認を受け、原本が届き次第、建設・技術課で申請及び請求を行う。
- ② 相談の上、1ヶ月スケジュールを延ばす。

Q 7) 初めて経営事項審査を受けるのですが、継続して受けてある方と違う点がありますか。

A 7) 平均完成工事高を2年平均であれば2事業年度分、3年平均であれば3事業年度分の完成工事高内訳書を作成し、記載された工事の契約書等の確認を行います。

Q 8) 審査を終えた後は、どの位で結果通知が届きますか。

A 8) 審査後、約1ヶ月以内に送付します。経営事項審査の有効期間は1年7ヶ月ですので、申請に当たっては、この結果通知1ヶ月や事前審査期間(0.5~1.5ヶ月)を考慮していただく必要があります。

また、事業承継(個人から個人)や法人成(個人事業から法人成立)等の特殊な場合は、あらか

じめ、建設・技術課へ御相談ください。

(消費税の取扱)

Q9) 完成工事高内訳書は、税込み又は税抜きのどちらで記入すればよいのですか。

A9) 経営事項審査の完成工事高については、申請者が課税業者か免税業者かで消費税の取扱が変わります。

- ・課税業者：消費税額を除いて完成工事高を計上
- ・免税業者：消費税額を含めて完成工事高を計上

2. 審査の基準について

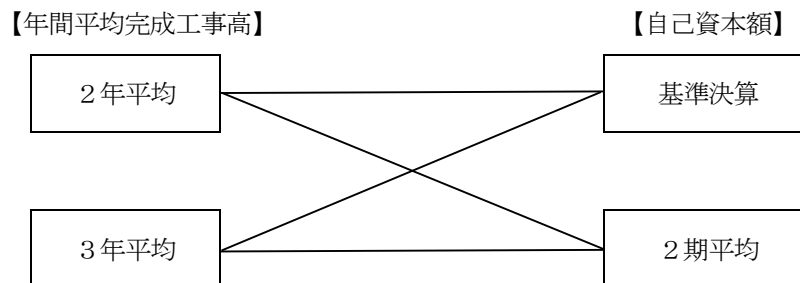
(経営規模等)

Q10) 経営事項審査は各評点における基準を選択出来ると聞いたのですが、何通りの申請が可能なのでしょうか

A10) 経営事項審査では、 X_1 評点（平均完成工事高）及び X_2 評点（自己資本額）の算出に激変緩和措置が導入されています。

したがって、工事完成高、自己資本額について、それぞれ2通りの計4通りの組合せから選択することができます。選択によっては、総合評定値が変動する場合がありますので、申請前に十分検討する必要があります。

なお、この選択について、結果通知後は再審査申請の対象となりませんので、あらかじめ御了承ください。



(完成工事高)

Q11) 完成工事高の分類の方法を教えてください。

A11) 完成工事高を作成する際には下記の点に御注意ください。（特に①に誤りがある場合は、経営状況分析の修正が発生します。）

① 完成工事高と兼業事業売上高の分類

経営状況分析を申請する際、添付書類として財務諸表を提出しますが、その損益計算書には、「完成工事高」と「兼業事業売上高」を記載する欄があり、この「兼業事業売上高」は建設工事以外の「兼業事業」の売上げであり、不動産収入や資材等の販売収入はもちろんのこと、

- 除草・伐採・清掃等の委託事業

- 電気設備・消防設備等の保守点検業務
 - 工事を伴わない汚泥等の収集・運搬業務
- 等の建設業許可を必要としない業務も該当します。

※ただし、契約内容に工作物・構造物設置工事が含まれている場合等、当該契約の全額を完成工事高に計上できる場合があります。【A13) 参照】

② 建設工事の分類について

建設工事は、2つの一式工事と27の専門工事の合計29業種に区分されます。P44～P55の「業種の考え方」を参考に分類してください。また、契約書等の工事名称と工事内容が異なる場合や業種の判断がつかない場合は、審査時に当該工事の内訳書等(工事内容が確認できる資料)を御持参ください。

Q12) 工事種類別完成工事高(別紙一)の「その他工事」には委託等の受注高を含めてよいのですか。

A12) 工事種類別完成工事高(別紙一)の「その他工事」は、許可を有していて経営事項審査に申請していない業種の完成工事高実績や許可を有していなくて500万円(建築一式工事は1,500万円)未満の建設工事を行った実績を記入する欄であり、A11)で説明したとおり、委託等の実績を含んでいると、経営状況分析の修正が発生しますので御注意ください。

Q13) 河川敷地内の除草や、道路植栽の剪定等を工事として受注しましたが、完成工事高として計上できるのでしょうか。

A13) 業務内容が建設業法上の建設工事には該当せず、実質的には委託業務であることから、**完成工事高での計上は認められず、兼業事業売上高として計上することとなります。**

ただし、委託業務の契約であっても、**一部工事(事前処理を含む。)**を含む場合、以下のとおり取り扱います。

1 道路維持等委託業務関係

工作物・構造物設置工事が含まれているものや工事を行うために必要な事前処理(※1)であるものは、全額完成工事高(※2)に計上できることとする。

2 防災協定関係

応急の復旧については、全額完成工事高に計上できることとする。また、障害物の除去については、今後行う工事の事前処理(※3)であれば、全額完成工事高に計上できることとする

3 防疫協定関係

(1) 埋設作業

工作物・構造物を設置するもの(処分場造成工事、遮水シート設置工事、集水柵設置工事等)であれば、全額計上できることとする。

(2) 消毒作業

役務の提供にとどまるため、完成工事高には計上できない。

適用時期

令和6年9月1日以降を決算日(事業年度の終了日)とする事業年度分の完成工事高から適用する。(※4)

※1 工事を行うために必要な事前処理とは、業務の指示を受けた時点において当該箇所の工事が予定(予算化)されているものをいいます。よって、除草等を実施した後に損傷が見

つかり工事が行われたとしても、委託業務契約締結時に工事が予定されていなければ、計上できません。

※2 完成工事高を計上する工種は、委託業務を受注した際の工種区分とします。

※3 今後行う工事の事前処理とは、当該箇所の工事が予定（予算化は問わない。）されているものをいいます。よって、流木等の除去のみで工事が予定されていないものは、計上できません。

※4 決算日が9月30日の場合、令和5年10月1日から令和6年9月30日までに委託業務を完了し、収益として計上されたものが対象となります。

Q14) 公園樹木等の年間維持管理業務を受注しましたが、完成工事高として計上できるでしょうか。

A14) 公園樹木等の年間維持管理業務については、建設工事に該当せず、**A13)と同様に完成工事高での計上は認められません。**

Q15) 受注した1件の工事を該当する業種に分けてそれぞれの完成工事高へ計上することはできますか。

A15) あくまでも1契約に対して1業種となりますので、変更の増減額も含め当該工事の主体工事の業種で計上してください。

Q16) 共同企業体（JV）での受注実績がある場合、契約書以外に必要なものはありますか。

A16) 共同企業体による受注は、出資割合に応じた額が各構成員の実績となりますので、出資割合の記載がある協定書を提示する必要があります。

また、共同企業体は民法上あるいは特別法上これに法人格を認める規定がないため、いわゆる「法人格なき団体」の一種と解され、共同企業体として行った法律行為の権利義務は、原則として各構成員に帰属するものであり、共同企業体には帰属しないこととなります。

したがって、**共同企業体の構成員が、その共同企業体の他の構成員と下請契約を結ぶことは、そもそも共同企業体として工事を受注した主旨に反し、不適切な施工を誘発することにも繋がるため、経営事項審査の完成工事高として認めていません。**

Q17) 土木一式工事のみ申請していますが、他にも建設業許可を受け工事を受注しています。その完成工事高は「その他工事」に計上する以外ないのでしょうか。

A17) 業種によっては、他の業種を含めて計上することができます。

ただし、**建設業の許可を受けている業種に限り、かつ含める方の業種の完成工事高が大きいことが条件となります。**

また、他の業種を含める場合、当然に業種の確認を行いますので、当該工事の完成工事高内訳書の作成と契約書等の提示が必要となります。

○土木一式工事に含めることができる業種

「とび・土工・コンクリート工事」、「石工事」、「しゅんせつ工事」、「水道施設工事」
「解体工事」

○建築一式工事に含めることができる業種

「大工工事」、「屋根工事」、「内装仕上工事」「解体工事（例：家屋等の解体工事）」

※「解体工事（例：家屋等の解体工事）」については工事内容にて建築一式工事に含めるか個別

に判断します。建築一式工事に含めることが出来なかった工事については、「土木一式工事」又は「その他工事」に計上してください。

○完成工事高が多い業種へ含めることができる業種

「電気工事」と「電気通信工事」

「管工事」と「水道施設工事」

「内装仕上工事」と「建具工事」と「ガラス工事」

「業績間積み上げ」を行った業種（振替元）については、経営事項審査を受けることができません。

（工事種別）

Q18) 一式工事の考え方を教えてください。

A18) 一式工事とは、総合的な企画、指導及び調整の下に土木工作物や建築物を建設する工事であり、2つ以上の専門工事を有機的に組み合わせて、社会通念上独立の使用目的がある土木工作物又は建築物を造る場合は当然この一式工事に該当するほか、必ずしも2以上の専門工事が組み合わされていなくても、工事の規模、複雑性からみて総合的な企画、指導及び調整を要し、個別の専門工事として施工することが困難であると認められるものも、この一式工事に含まれます。

なお、**主体工事として施工する専門工事に加え、附帯工事として施工される他の専門工事が生じた場合は、主体となる工事と判断することとなることから、一式工事とは認められません。**

Q19) 道路側溝の布設替え工事を受注しました。工事内容としては、U型水路（コンクリート二次製品）の撤去・布設及び舗装のはつり・復旧で、「とび・土工・コンクリート工事」と「舗装工事」の二つの専門工事を施工していることから土木一式工事に該当しますか。

A19) とび・土工・コンクリート工事に該当します。

工事の目的は、側溝の布設替えであり、舗装復旧工事は、**側溝の撤去・布設工事を施工するため必然的に発生する工事**であることから、「附帯工事」との判断になります。

なお、側溝整備に加え道路舗装面を全面的に補修する場合などは、土木一式工事に該当します。

Q20) 現場事務所や仮設校舎等のプレハブ建設工事を主に受注しています。建築一式工事に該当するでしょうか。

A20) プレハブ建設工事については、本体の組立や設置（本体の固定や基礎工事を行う場合を含む）に加え、次に掲げる工事をあわせて施工した場合については、建築一式工事に該当します。

したがって、組立等のみを行う場合は、建築一式に該当せず、とび・土工・コンクリート工事に該当することとなります。

- ・ 本体内部の天井や壁面等の内装工事、電気設備工事及び給排水設備工事などを組み合わせて施工する場合
- ・ 本体設置後、間取りを変更するための間仕切り工事などを併せて施工する場合

なお、当該工事に係る契約内容が総額（建設・撤去工事費、物件の損料など）を一定期間内で月額を支払うなど「賃貸借契約」と見なされる場合には、完成工事高に見なされないこととなります。

Q21) 型枠工事は、業種別の建設工事の例示上「大工工事」に該当する旨記載されています。基礎工事等で使用する鋼製型枠施工も同様でしょうか。

A21) とび・土工・コンクリート工事に該当します。

職業能力開発促進法による「型枠施工技能検定」は、建設業法第7条第2号ハの技術者として、とび・土工・コンクリート工事とされています。

このため、型枠工事は2業種が該当しますが、**大工工事は木製型枠工事のみが、とび・土工・コンクリート工事は鋼製と木製型枠工事が該当**することとなります。

Q22) アスベスト除去工事はどの業種に該当するでしょうか。

A22) 次の取扱いにより区分してください。

- ・ アスベストが付着物ごと建築物等の全部又は一部を解体する場合は、解体工事
- ・ 吹き付けられたアスベストのみを除去する場合は、左官工事
- ・ アスベストを含むボード等の内装材を除去する場合は、内装仕上工事

(技術職員等)

Q23) 大臣認定で1級相当と認められており認定書もありますが、経営事項審査では1級の技術者の扱いとなりますか。

A23) あくまでも「相当」であるため、大臣認定のみでは1級の技術者の取り扱いにはなりません。業種別技術職員コード及び配点表(P29～)の「003」又は「004」に該当し、1点の加点となります。

Q24) 土木一式工事や水道施設工事等の建設工事に10年従事していますが、実務経験としての技術者に認定できますか。

A24) 建設業法第7条第2号ロに規定する実務経験10年の技術者認定要件は、一つの業種に対して従事した実経験年数が10年以上必要となります。したがって、このケースでは、いずれの業種においても実経験年数10年を満たしていないため、技術者として認定できません。

Q25) 職業能力開発促進法に基づく技能検定の2級を平成19年1月に取得し、1年間の実務経験があります。技術者として認定されますか。

A25) 認定できません。

技能検定有資格者の建設業法上の技術者の認定については、「建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する件（昭和47年建設省告示第352号）」に定められており、「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成15年12月25日厚生労働省令第180号）」の施行により技能検定の受験資格として課される実務経験年数が短縮されたことに伴い、国土交通大臣が技能検定の合格者に対し認めている専任技術者等の実務経験について、平成17年2月23日付けで平成16年度以降に合格した2級技能検定者の実務経験1年以上を3年以上とする告示の一部改正が行われています。

したがって、平成16年4月1日以降の2級技能検定合格者は、実務経験3年経過後に建設業法上の技術者として認定されることとなります。

Q26) 会社に勤務し、一定の資格や実務経験を有する役員及び従業員は全て技術職員として計上できますか。

A26) 経営事項審査では「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者」を技術職員として計上することとなっています。また、「常時雇用されている者」とは、

- ① 「健康保険及び厚生年金保険」及び「雇用保険」に加入の場合
法定での加入免除以外の者で両制度に加入している者
- ② 「雇用保険」のみ加入の場合（「健康保険及び厚生年金保険」が適用除外の場合）
雇用保険加入者で他の常勤者の8割以上の出勤者

となります。また、下記の者は、技術職員計上することができませんので御注意ください。

- ③ パートタイマー（1週間の所定労働時間が常勤者より短い者）
- ④ アルバイト
- ⑤ 非常勤役員（当該営業所で常時勤務を行っていない者）

- ⑥ 社会保険の被扶養者（社会保険制度上常勤者でないため）
- ⑦ 契約社員で雇用期間の定めがある者
- ⑧ ①又は②のケースで該当しない者
- ⑨ ①又は②のケースで該当しても審査基準日に在籍していない者
- ⑩ ①又は②のケースに該当しても雇用から3ヶ月未満で離職した者

なお、技術職員の在籍の取り扱いについては、審査基準日の在籍により判断します。

技術職員として計上するためには、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係が必要です。

（その他の審査項目）

Q27) 建設業退職金共済制度加入証明書で証紙購入実績がない場合に「加入」と認められますか。

A27) 通常、当該年度に証紙購入実績がない場合は、建設業退職金共済制度に加入していても「未加入」の取り扱いとなります。ただし、行政庁が「証紙を購入できなかった理由に正当性がある」と判断する場合（事業継承等で審査対象事業月数が短く、その期間に施工がなかった場合や、元請での施工が1件もなく、元請から証紙の交付を受けている場合等）は、この限りではありません。

Q28) 法定外労働災害補償制度で、民間の保険会社との契約は加入の取り扱いとなりますか。

A28) 法定外労働災害補償制度は契約相手方の指定はありませんが、下記の項目の全てが契約内容に含まれていることが必要です。

- ① **業務災害及び通勤災害のいずれも対象であること。**
- ② **直接の使用関係にある職員及び下請人（数次の請負による場合にあつては下請人のすべて）の直接の使用関係にある職員の全てを対象とすること。（パート等の常勤以外の者を含む）**
- ③ **死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害の全てを対象とすること。**

Q29) 営業年数は、設立後の満年数を記入してよいのですか。

A29) 違います。あくまでも、建設業法上、**許可（登録）を受けて営業を開始した日から審査基準日までの満年数を指します。**

建設業法が昭和24年8月20日から施行され、建設業者の登録制度が実施されていますので、最長

でも、施行日からとなります。また、途中に休業等（休業、廃業及び許可切れ期間）があった場合その期間は営業年数から外します。

Q30) 防災活動への貢献の状況で加点される防災協定の締結は、どのような協定が対象となるのでしょうか。

A30) 国や地方公共団体等と防災協定を締結する建設業者の社会貢献活動を評価するため、平成18年5月施行の改正によりW項目の中に「防災協定締結の有無」が創設されました。災害時に求められる役割は様々であるため、協定内容の制限はありません。ただし、次の点に御注意ください。

- ① 防災協定の締結の相手方は、国、特殊法人等又は地方公共団体であること。
- ② 「特殊法人等」とは「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」の第2条第1項に規定する特殊法人であること。
- ③ 防災協定に定める具体的な活動内容についての制限は設けないが、災害時の活動内容が明記されていること。
- ④ 防災協定そのものが、事実上の請負契約や期間委託契約と見なされる場合は、本項目の加点対象とならない。ただし、事務効率化等のために事前に単価を定めている場合で、その単価が明らかに実費相当であるような場合は加点対象となる。
- ⑤ 申請者が加入する団体が防災協定を締結している場合は、審査基準日において、「申請者が会員であること」及び「申請者が防災協定で一定の役割を担うことが確認できること」が必要。
- ⑥ 申請者が複数の防災協定を締結している場合でも、重複加点は行わない。
- ⑦ 審査基準日時点で、防災協定を締結していなければ、加点対象とならない。

3. 完成工事高の計上基準について

決算日における完成工事高及び工事原価（収益・費用）の計上基準は、法人税法等に定められており、原則として、工事が完了し工作物の引渡を行った日の属する事業年度に計上することとされていますが、収益及び費用の帰属事業年度の特例や法人税法の改正などが行われていることから、企業ごとに下記基準を採用し、収益・費用を計上することとなります。なお、この基準の記載については、建設業の経理事務を解説した「建設業会計提要（建設工業研究会発行）」の記述を参考に記載しました。

(1) 工事完成基準

工事が完成し、その引渡を行った日の属する事業年度に収益・費用を計上する。（実現主義の原則）ただし、特例として、長期大規模工事に係る工事進行基準と部分完成基準が存在する。

なお、本体工事が完成し実質的な引渡が完了した場合において、雑工事や附帯工事の一部が未完了な場合には、未完了部分を見越し計上して完成工事高に含めることができる。この場合においては、原則として企業内での適用基準を必要とする。

〔収益・費用の特例〕

① 長期大規模工事に係る工事進行基準

着工から完成までの工期が1年以上で請負金額が10億円以上の長期大規模工事については、各決算日の進行程度により収益・費用の計上を行うこととされている。

② 部分完成基準

工事の全部が完成しないときにおいても、事業年度において部分的に完成した工事の引き渡しを行

った場合で次に該当する場合。

- ・ 一の契約により同種の工事を多量に請け負った場合で、その引渡に依り工事代金を収入する旨の特約又は慣習がある場合
- ・ 工事の一部が完成し、その部分を引き渡した都度、工事代金を収入する旨の特約又は慣習がある場合

※ 下請工事の場合で、契約書等に出来高払いを行う旨記載されており、その出来高の都度引き渡し（発注者の確認行為を含む）が行われている場合は、部分完成基準に当たる。

(2) 工事進行基準

平成10年の税制改正により、工事完成基準の特例措置である工事進行基準を、長期大規模工事以外の工事についても、工事完成基準に代え工事進行基準を選択出来ることとされた。

この場合は、期末における工事進行程度を合理的に見積もって、適正に計算した期中出来高相当額を当期の収益として計上を行うこととなる。

[参考]完成工事高（提要第2章第2節第4）

- ① 完成工事高は工事が完成し、その引渡が完了したものの最終総請負額
- ② 引渡が完了し、なお請負額が未確定の場合は、その現況により適正な額を見積計上する。
なお、その後に発生する増減差額は、確定した年度の完工高とする。（本来は、特別損益に計上すべきであるが、その額が軽微な場合は、当該年度での処理が可能）
- ③ 工事の損益計算は原則請負契約毎に実施
- ④ 契約更改に伴う追加工事は、原契約と一括して実施
- ⑤ 別個契約による追加工事は、次の場合を除き別個に損益計算を実施
 - ・ 本工事完成前で、原契約の工事対象物に密接不可分な変更を加える工事
 - ・ 原契約の工事対象物と密接不可分のものを増設する工事
 - ・ 施行技術上密接に関連する工事を追加した場合
- ⑥ 工事完成基準を採用した場合は、当該工事について適正に計算した期中出来高相当額を当期の完成工事高に含めて記載、その場合は損益計算書に注記を行う。（長期大規模工事）

【参考】

◎ 経理処理の適正を確認した旨の書類書式見本

様式第2号

(用紙A4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
.....の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの第
期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び
注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計
の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に
係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

商号又は名称

所属・役職

氏名

印

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項 目	内 容
全 体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権</p> <p>未成工事支出金等の棚卸資産</p> <p>貸付金等の金銭債権</p> <p>借入金等の金銭債務</p> <p>完成工事高、兼業事業売上高</p> <p>完成工事原価、兼業事業売上原価</p> <p>支払利息等の金融費用</p>
預 貯 金	<p>残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。</p>
金 銭 債 権	<p>営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。</p>
貸 倒 損 失 貸 倒 引 当 金	<p>法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。</p> <p>取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。</p>
有 価 証 券	<p>有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。</p> <p>売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。</p> <p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している</p> <p>時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。</p> <p>その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。</p>
棚 卸 資 産	<p>原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。</p>

項 目	内 容
未 成 工 事 支 出 金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経 過 勘 定 等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固 定 資 産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。	
繰 延 資 産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金 銭 債 務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未 成 工 事 受 入 金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引 当 金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している

項 目	内 容
引 当 金	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退 職 給 付 債 務 退 職 給 付 引 当 金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
そ の 他 の 引 当 金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法 人 税 等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消 費 税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税 効 果 会 計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純 資 産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収 益 ・ 費 用 の 計 上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工 事 収 益 ・ 工 事 原 価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。

項 目	内 容
工事収益・工事原価	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工 事 進 行 基 準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
工 事 進 行 基 準	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受 取 利 息 配 当 金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支 払 利 息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
J V	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個 別 注 記 表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している

◎消費税納税証明書の様式見本

納税額が記載されたもの。

非課税の場合、この様式に「課税額なし」等の記載があるもの。

納税証明書（その1）

納 税 証 明 書

（その1・納税額等証明用）

住所（所在地）

氏名（名 称）

年度及び区分	納付すべき税額		納 付 済 額	未 納 額	法定納期限等
	申 告 額	更正・決定後の額			
	円	円	円	円	

（備考）

- 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務書若しくは国税局（国税事務所）の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

税務署長

財務事務官



○制度内容や申請に関する問い合わせ先

佐賀県県土整備部建設・技術課 建設業担当

佐賀市城内1-1-59

TEL 0952 (25) 7153

FAX 0952 (25) 7317

E-mail:yoikensetsugyou@pref.saga.lg.jp